平成19年第3回定例会 壱 岐 市 議 会 会 議 録 (第2日)

議事日程(第2号)

平成19年9月12日 午前10時00分開議

日程第1	認定第2号	平成18年度壱岐市病院事業会計決算認定 について訂正の件	訂正申し出、許可
日程第2	報告第7号	平成18事業年度長崎県市町村土地開発公 社決算の報告について	質疑、報告済
日程第3	報告第8号	平成18年度財団法人壱岐市開発公社事業 会計収支決算の報告について	質疑、報告済
日程第4	議案第64号	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の 整理について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第5	議案第65号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正につい て	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第6	議案第66号	政治倫理の確立のための壱岐市長の資産の 公開に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第7	議案第67号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条 例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第8	議案第68号	壱岐精神障害者地域生活支援センター設置 条例の一部改正について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第9	議案第69号	壱岐市自然環境保全条例の制定について	質疑、 厚生常任委員会付託
日程第10	議案第70号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正につい て	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第 11	議案第71号	壱岐市家畜導入事業資金供給事業基金条例 の廃止について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第72号	訴えの提起について(市営住宅の家賃納入 及び住宅明渡しの請求)	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第13	議案第73号	平成19年度壱岐市一般会計補正予算(第2号)	質疑、 予算特別委員会付託
日程第14	議案第74号	平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計 補正予算(第2号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第15	議案第75号	平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計 補正予算(第2号)	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第76号	平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補 正予算(第2号)	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第77号	平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事 業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第18	議案第78号	平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計 補正予算(第1号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

日程第19	議案第79号	平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第20	議案第80号	平成19年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第1号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第21	議案第81号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の 変更について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第22	議案第82号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の 変更について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第23	認定第1号	平成18年度壱岐市水道事業会計決算認定 について	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第24	認定第2号	平成18年度壱岐市病院事業会計決算認定 について	質疑、 厚生常任委員会付託
日程第25	請願第1号	悪質商法を助長するクレジットの被害防止 に関する請願	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第26	陳情第4号	義務教育国庫負担制度の堅持に関する陳情 について	総務文教常任委員会付託
日程第27	要請第1号	「道路特定財源制度の堅持に関する意見 書」採択のお願い	産業建設常任委員会付託

本日の会議に付した事件 (議事日程第2号に同じ)

出席議員(25名)

1番	音嶋	正吾君	2	番	町田	光浩君
3番	小金丸	九益明君	4	番	深見	義輝君
5番	坂本	拓史君	6	番	町田	正一君
7番	今西	菊乃君	9	番	田原	輝男君
10番	豊坂	敏文君	11	番	坂口侯	好志君
12番	中村日	出征雄君	13	番	鵜瀬	和博君
14番	中田	恭一君	15	番	馬場	忠裕君
16番	久間	進君	17	'番	大久保	以洪昭君
18番	久間	初子君	19	番	倉元	強弘君
20番	瀬戸口	口和幸君	21	番	市山	繁君
22番	近藤	団一君	23	番	牧永	護君
24番	赤木	英機君	25	番	小園	寛昭君
26番	深見	忠生君				

欠席議員(1名)

8番 市山 和幸君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君 事務局係長 瀬口 卓也君 事務局書記 松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田	徹君	副市長	澤木	満義君
収入役	布川	昌敏君	教育長	須藤	正人君
総務部長兼郷ノ浦支所長				久田	賢一君
市民部長	山本	善勝君	保健環境部長	小山日	旧省三君
産業経済部長	西村	善明君	建設部長	中原	康壽君
勝本支所長	米本	実君	芦辺支所長	山口滑	告太郎君
石田支所長	瀬戸口	1幸孝君	消防本部消防長	川川	明君
教育次長	久田	昭生君	病院管理部長	山内	義夫君
総務課長	堤	賢治君	財政課長	牧山	清明君
代表監査委員	永田	栄君			

午前10時00分開議

○議長(深見 忠生君) 皆さん、おはようございます。市山和幸議員から欠席の届け出があって おります。

ただいまの出席議員は25名であり、定足数に達しております。これより議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をいたします。8月30日の議会運営委員会以降、本日までに陳情 1件を受理し、その写しをお手元に配付しております。

日程第1. 認定第2号

○議長(深見 忠生君) 日程第1、認定第2号平成18年度壱岐市病院事業会計決算認定についての訂正の件を議題とします。

議案の訂正理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長(長田 徹君) 登壇〕

〇市長(長田 徹君) 議案の訂正につきまして、担当病院管理部長より説明をさせますのでよるしくお願いをいたします。

〔市長(長田 徹君) 降壇〕

〇議長(深見 忠生君) 山内病院管理部長。

〔病院管理部長(山内 義夫君) 登壇〕

〇病院管理部長(山内 義夫君) おはようございます。認定第2号平成18年度壱岐市病院事業 会計決算認定についての訂正の説明を申し上げます。

お手元の資料の22ページの次に、22の1ということで追加をお願いいたしたいと思っております。平成18年度壱岐市民病院事業会計欠損金処理計算書を追加いたします。

1といたしまして、当該年度未処理欠損金といたしまして、12億7,802万9,854円、 3の翌年度の繰越欠損金といたしまして、同額ということでございます。

次のページをお開きを願います。63ページの方を、ここに書いておりますように平成18年度の壱岐市かたばる病院事業会計剰余金処分計算書に訂正をさせていただきたいと思います。

1で、当該年度末処分利益剰余金といたしまして、755万1,120円でございます。飛びまして、翌年度の繰越利益剰余金が同金額でございます。

私の不備によりまして、各議員皆さん方には大変御迷惑をおかけをいたします。またお手数を おかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔病院管理部長(山内 義夫君) 降壇〕

○議長(深見 忠生君) お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号平成18年度 壱岐市病院事業会計決算認定についての訂正の件を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(深見 忠生君) 異議なしと認めます。したがって、認定第2号平成18年度壱岐市病院 事業会計決算認定についての訂正の件を許可することに決定しました。

日程第2. 報告第7号~日程第3. 報告第8号

○議長(深見 忠生君) 日程第2、報告第7号平成18事業年度長崎県市町村土地開発公社決算の報告について及び日程第3、報告第8号平成18年度財団法人壱岐市開発公社事業会計収支決算の報告についての2件を議題とし、これから各議案に対する質疑を行います。

初めに、報告第7号平成18事業年度長崎県市町村土地開発公社決算の報告についての質疑を

行います。質疑の通告がありますので発言を許します。12番、中村出征雄議員。

- ○議員(12番 中村出征雄君) 4ページの事業報告書の中の年度別の事業執行状況の中で、平成15年度以降昨年まで事業の実績は全くあっておりません。借入金の償還のみとなっております。そしてまた平成20年度は壱岐市の借入金の償還のみで、壱岐市も平成20年度には償還が完了することとなっておりますが、次年度以降、この土地開発公社が存続されるのかどうか。理事会の状況を見ますと、今後のあり方についてという協議もなされておるようでございますので、もしわかっておれば御報告願いたいと思います。
- 〇議長(深見 忠生君) 久田総務部長。
- ○総務部長兼郷ノ浦支所長(久田 賢一君) 中村議員の質問にお答えいたします。

現在償還をいたしておりますのは、対馬市と壱岐市の2支社でございます。壱岐市が今回補正 予算も計上いたしておりますが、今年度中に繰り上げ償還をすることにいたしております。そう しますと対馬市も20年の3月でございまして、19年度ですべての2支社の償還が完了いたし ますので、その後に解散手続に入ると聞いております。

以上でございます。

- ○議長(深見 忠生君) 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(深見 忠生君) ほかに質疑はありませんので、報告第7号についての質疑を終わります。 次に、報告第8号平成18年度財団法人壱岐市開発公社事業会計収支決算の報告について質疑 を行います。質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。はじめに、7番、今西菊乃 議員。
 - 議員(7番 今西 菊乃君) 長期借入金についてお尋ねをいたします。返済についてですが、 国民宿舎に関しましては、平成16年度は利息が24万3,593円、平成17年度は利息が 19万78円のみの支払いで、借入金の返済はあっておりませんでしたが、平成18年度は借入 金150万円を返済して、支払利息が25万9,021円と上がっております。貸借対照表を見 ましても、借入残が、平成16年度が1,900万円、平成17年度が1,700万円、で、平成 18年度がサンドームが225万円、そして国民宿舎の150万円の返済で、あわせて375万 円の返済があっておりますが、借入残は1,725万円となっております。ここのところの説明 をお願いしたいのですが。
- 〇議長(深見 忠生君) 西村産業経済部長。
- ○産業経済部長(西村 善明君) 今西議員の質問にお答えをいたします。

17年度の借入残がたしか1,700万円でございまして、18年度返済をいたしておりますのが375万円でございます。そしてその後にサンドームの方で400万円借入をいたしており

ます。そういったことで合計が1,725万円ということになっております。 以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 今西議員。
- ○議員(7番 今西 菊乃君) サンドームの400万円の借り入れというのは平成18年度に借り入れられたということですか。そういう場合は、最初に説明をなさるときに詳細におっしゃっていただくと非常にわかりやすいんですが。(発言する者あり)終ります。
- ○議長(深見 忠生君) 次に、12番、中村出征雄議員。
- ○議員(12番 中村出征雄君) 3ページ、壱岐市開発公社事業実績報告書の中で、ちょうど下から8行目ぐらいですかね。固定資産の売却、括弧して未使用の温泉ポンプを売却し、工事費に充当とありますが、今後この温泉ポンプの更新等はないのか、もともとむだなものを買っていたのではないかということ。そして、またポンプの売却価格、そして何の工事に充当されたのか、この点わかっておりましたら御説明を願います。
- 〇議長(深見 忠生君) 西村産業経済部長。
- ○産業経済部長(西村 善明君) 中村議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

ポンプの更新でございますけれども、ポンプの更新は、十分更新する可能性はございます。ただここで申し上げたいと思っておりますのは、現在の管につきましては、管の中が、湯あか、さび等で非常に細くなっておりまして、現在使用しておりますポンプ以外がなかなか使えないと。で、先に購入いたして取りかえようということでいたしておりましたポンプは、非常に当初工事したときの経緯でございました関係で、今回は入らなかったということで売却をしたということになっております。したがいまして、次に故障のときが来るとしますと、できるだけ修理できる場合であれば修理をして使いますし、また修理ができないということになれば新たに温泉を掘りよるほかはなかろうかと思いますし、小さいポンプを使いますと、湯の量が少なくてどうしても営業的にはできないということになろうかと思います。

それからポンプの売却でございますけれども、このポンプにつきましては、17年の3月1日に取得いたしまして、120万円で購入をいたしております。それから19年の1月末の帳簿用の価格が、いわゆる減価償却含めまして89万7,023円という価格になっておりまして、この金額で売却をいたしております。

それからその工事の内容でございますけれども、一応現在使っておりますポンプがシリンダーに穴があいたために湯が上がらなくなったということがございまして、そのポンプを引き上げまして修理をいたしております。その間はかわりのポンプを借用いたしまして使用いたしておりまして、修理をいたしておりましたポンプを引き上げまして、修理をいたしましたポンプをもとに戻したという形になっております。この間、11月から1月まで約3カ月を要して

おります。

以上でございます。

- ○議長(深見 忠生君) 次に、13番、鵜瀬和博議員。
- ○議員(13番 鵜瀬 和博君) 今中村議員が言われましたように、3ページの事業報告についてお尋ねをいたします。大体内容的には17年度と同じような内容でトレーニングルーム、テニス、フットサルは好調だが、そのほかについては芳しくなかったというような内容だったと思いますが、この報告書の中で今後の運営に思えることは、時代に合う受け入れ態勢、これからは体験型、スポーツ型、散策型、レジャー型に変わりつつある中で今後努力していくというふうに書かれてますが、具体的にそれを受けて、19年度はどのように努力をされ、現在までの推移はどうなのかという点をお尋ねいたします。

それともう一つが、最近新聞報道によれば、現在指定管理しているサンドームや国民宿舎について売却または閉鎖を視野に入れて地元説明会を開催したと聞いておりますが、それは本当かという点、そしてそのときの説明会の反応はどうだったのかお尋ねをいたします。

また現在、財団法人の壱岐市開発公社の理事を見ますときに、補助金を出す市の長と、その市の関係者が半数ほど占めており、同じ市長であるのですが、補助金を出すことが妥当なのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 西村産業経済部長。
- ○産業経済部長(西村 善明君) 鵜瀬議員の御質問にお答えをいたします。

まず19年度の努力目標でございますけれども、現在フットサルのリーグ戦をサンドームの方で開催をし、大会を実は繰り返し行っておるというのが1点。2点目は、湯ノ本温泉につきましての各温泉相互の温泉めぐりと、いわゆる湯めぐりという形でのイベントをつくっております。並行いたしまして、北部九州地域にPRという形で、マスコミ等々へのPRを行っております。

そういったことで努力をいたしておりますけれども、通常行っておるものは省略させていただきたいと思います。現在の利用状況でございますけれども、サンドーム、壱岐島荘につきましての4月から8月までの入場者数でございますけれども、壱岐島荘につきましての宿泊者の数でございますが、平成18年度が4月から8月までで3,339名、今年度が3,145名ということで94.2%になっております。また休憩者でございますけれども、昨年が2,075名に対しまして、今年が2,149名と103.4%ということで、休憩につきましては若干増加をいたしておると。またサンドームでございますけれども、いわゆる本館の入館者数でございますけれども、昨年が1万3,537名、今年が1万1,825名ということで87.4%の利用状況になっております。前年比になっております。それから全天候型のいわゆるトレーニング、テニス、フットサルでございますけれども、昨年の2,421人に対しまして、ことしは1,965人ということ

で、81.2%ということで2割減というような状況で現在推移しております。確かに本年は昨年に比較しまして若干下降というような形で推移しているようでございますけれども、今後巻き返しを図りたいというふうに考えております。

それから地元説明会の反応でございますけれども、これにつきましては2回ほど開催をいたしまして、湯ノ本地区の旅館、それから食堂、公民館の代表者等につきまして、いろいろ意見をお聞きをいたしましたけれども、結論から申し上げますと、とにかく残していただきたいということが一番強く多く出てまいりました。国民宿舎につきましては、現在は料理にも非常にこだわりをもってつくられておるし、お客の評判も非常によくなったと。勝本町内に大口の宴会のできる旅館等がほかに見当たらない等々で、ぜひ残していただくようにと。それからサンドーム壱岐につきましては、当初から赤字覚悟の施設で、地元を圧迫しない旨協議があったので、地元と競合しないものを中心にしてぜひ存続していただきたいというような意見でございました。

そういうことで国民宿舎の方につきまして、特に地域の有志の皆さん方が「湯ノ本に一人でも 多くの人を来てもらおうということで町に誘致をして国民宿舎はつくっていただいた経緯もある ので、ぜひそこの辺は地元の意見を無視しないように存続をお願いしたい」と、そういう意見で ございました。

それから指定管理者の件でございますけれども、一応この指定管理者の選定につきましては、 一応いわゆる市の内部の選定委員会で審査等々を行いまして、その後議会の方でお諮りをいたしまして、正式に議会議決をいただいて指定管理者を決定をいたしておりますので問題はないと思っております。

以上でございます。

〇議長(深見 忠生君) 鵜瀬議員。

○議員(13番 鵜瀬 和博君) まず1点目の、19年度どういった努力をされているかにつきましては、やはりトレーニング、テニス、フットサルを中心にリーグ戦、そして湯ノ本の湯めぐり等いろいろ検討されているようでございますので、ぜひうまくいくように頑張っていただきたいと思います。

また指定管理者が、先ほど御指摘したとおり、ほとんどの市の関係者ということで、いわば指定管理者であるけども直営みたいなもんですから、その地元の方々とぜひ協議をしていただいてですね、それぞれの努力でなくて点から面への展開という形で先ほどの第1点目とあわせて、地元の方と協力して少しでも多くの方が訪れていただくような形でしていただきたいと思います。

また特にサンドームあたりは、壱岐の場合はきれいな海がありますから、天候との関係もあるかと思いますので、その辺の天候との因果関係等も含めて、今までの実績を調査されまして、それに合うような形で対策を打っていただきたいということをお願いしまして終わります。

- ○議長(深見 忠生君) 以上で通告による質疑を終わります。ほかに質疑はございませんか。今 西議員。
- ○議員(7番 今西 菊乃君) すみません、先ほど説明を部長にいただいたんですが、ちょっと納得が行かないところがあったもんで。国民宿舎はですね、150万円の返済をして、利息が25万9,021円で、17年度は19万78円上がってるんですよね。支払い利息がですね。それはどういったことで、借り入れはサンドームの分で400万円なさったんですね、それに間違いないですよね。
- 〇議長(深見 忠生君) 西村産業経済部長。
- **○産業経済部長(西村 善明君)** 一応私自身ちょっとそこら辺確認いたしておりませんので、あ とをもってまた御報告をさせていただきます。
- ○議長(深見 忠生君) ほかに質疑はありませんか。町田議員。
- ○議員(6番 町田 正一君) 西村部長、サンドームに部長就任、4月からですね、サンドーム に何回行かれましたか。
- 〇議長(深見 忠生君) 西村産業経済部長。
- **○産業経済部長(西村 善明君**) 数字的に把握しておりませんが、十四、五回は行ったと思います。
- 〇議長(深見 忠生君) 町田議員。
- ○議員(6番 町田 正一君) 2階の入浴施設にも行かれましたか。
- 〇議長(深見 忠生君) 西村産業経済部長。
- 〇産業経済部長(西村 善明君) 一応見ました。
- 〇議長(深見 忠生君) 町田議員。
- ○議員(6番 町田 正一君) 私は実はね、サンドームはサウナがあるんでですね、言うちゃ悪いけど、あそこの飯も安くておいしいからですね、ちょくちょく実は友人と行きます。1カ月ぐらい前に私あそこ行ったんですよ。そして入浴してですね、シャンプーで髪を洗ってゆすごうと思ったらですね、あそこ水道の蛇口全部水しか出ないんですよ。多分今言われたように、それポンプの故障のせいだと思うんですけれども、当時家族連れの方も一緒に入られとったんですけれども、何の説明書きもないんですよね。

それからもう1点、あそこに植木が置いてますよね、2階に。あれほこりだらけですよね。もう一目見てわかります。もうこれ水かけたら済むことやのにと思って水かけてきましたけども。 入浴してどんなに温度調節しても水しか出ないような水道の蛇口が全部ですよ、1カ所じゃないですよ。全部が全部試したら水しか出ないんですよ。僕はですね、あんまり細かいことを、重箱の角を突っつくようなことを私は言いたくないんですが、8月の一番観光客のいっぱい、僕はお ったときはかなり島外からも来られとったですしですね、かなり来館者の方も多かったんですが、 現実にはそういう細かいところまで、民間の旅館だったらですね、そこまでやるんですよ、当然。 植木が汚れてたら当然やるしですね、水しか出なかったら、「すいませんがきょうはこういった 形で故障してますから、水しか出ませんけども申しわけないですけども」とかね、そのくらいの ことがないと、私3人で行ったんですけどもね、やっぱりそれは「これは何や」と、「こんな状 況やったらお前赤字になると当たり前やろう」と言って、正直言って僕も恥ずかしかったんです けども。

部長行って経営の話とかそういう難しいことをされるとも結構ですけれども、僕は内部のそういった「おもてなしの心」とか心配りとかいうのは、これは民間に見習えとかいうのやったら本当やったらそこまでやらないかんとです。民間の旅館やったらそれは当然なんです。市がですね、公的な部分だからそれができないとかいうことは私はないと思うんですよ。西村部長は普段からそういうことをモットーに課長のときからずっと観光の方でずっとそれは言われとってですね、自分が力一番発揮できる部署におって、そういう状況であれば、これはもう正直言って僕は何ばしよるとじゃろうか思う。正直言ってちょっと情けない思いをしたんですよ。ちょっと西村部長ね、もう観光シーズン過ぎてますけどね、ちょっと反省の弁と今後の決意を、ちょっと一言お願いします。

- 〇議長(深見 忠生君) 西村産業経済部長。
- O産業経済部長(西村 善明君) 非常に申しわけなく思っております。実は私たちも、まあ言い わけにしかならんとですけども、走り走りで行くところが非常に多いもんですから、なかなか具 体的に組んでみた経緯というのはございません。もう全く申しわけないと思っております。以後、 そこら辺のものにつきましても指導してまいりたいというふうに思っております。どうも大変失 礼しました。
- ○議長(深見 忠生君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) ほかに質疑がありませんので、報告第8号についての質疑を終わります。 以上で、2件の報告を終わります。

日程第4. 議案第64号~日程第24. 認定第2号

○議長(深見 忠生君) 次に、日程第4、議案第64号郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてから、日程第24、認定第2号平成18年壱岐市病院事業会計決算認定についてまでを一括議題とし、これから各議案に対する質疑を順次行います。

議案第64号郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑はありませんので、これで議案第64号についての質疑を終わります。

次に、議案第65号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑はありませんので、これで議案第65号についての質疑を終わります。

次に、議案第66号政治倫理の確立のための壱岐市長の資産の公開に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第66号についての質疑を終わります。

次に、議案第67号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第67号についての質疑を終わります。

次に、議案第68号壱岐精神障害者地域生活支援センター設置条例の一部改正について質疑を 行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第68号についての質疑を終わります。

次に、議案第69号壱岐市自然環境保全条例の制定について、質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。12番、中村出征雄議員。

- ○議員(12番 中村出征雄君) 1点だけお尋ねをいたします。第6条で壱岐市自然環境保全対策審議会の設置をうたってありますが、構成人員及び構成のメンバー等について御説明を願います。
- 〇議長(深見 忠生君) 小山田保健環境部長。
- ○保健環境部長(小山田省三君) 中村議員の質問にお答えいたします。

審議会委員の数でございますが、一応10名以内と考えております。その内訳でございますけれども、各町代表者を4名、これは公民館の代表者ということで考えております。2番目に事業計画地区代表者を1名、3番目に婦人会連絡協議会代表者を1名、4番目に学識経験者を2名、5番目に市長が特に必要と認めるものを2名、合計10名で、10名以内ということで考えております。

以上でございます。

- ○議長(深見 忠生君) 以上で通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。 10番、豊坂議員。
- ○議員(10番 豊坂 敏文君) 定義の中に事業の、次に掲げる事業を言うということの中で、森林及び原野を開発する事業というのがあります。そういう中で、あとの7条に届け出というのがあるんですが、これは林地開発の場合に市町村に移管事務としてですね、現在届け出が既になされております。これは極端に言えば1へクタール以上の開発行為、伐倒等についても届け出が要るようになっておりますが、この特例事項について、林地開発の届け出の事項についてですね、伐倒のこともありますが、ここのただし書きにはこの限りでないという場合の中に入れてた方がいいという感じをしておりますが、二重に届け出を出すということよりも林地開発についてはここの中に入れた方がいいと思いますが、その点お願いします。
- 〇議長(深見 忠生君) 小山田保健環境部長。
- ○保健環境部長(小山田省三君) 実は届け出のところでございまして、面積要件につきましては 非常に頭を痛めたところでもございます。しかしながら、事業者の方に対しましても過度の負担 を課すということになりまして、先進事例等でもやはり500とか1,000とか、1,500と かいろいろございましたけれども、壱岐市の場合は1,000平米以上の事業に対して届け出を 求めているところでございます。

このため、市はそれぞれの機関と協力をして監視に務めますとともに、市民の方にも注意を払っていただくようにお願いをするところでございます。確かに林地開発等それぞれ規定等はございますけれども、その辺事業をされる方も大変でございましょうけれども、市の方も新たな仕事がふえて、これにもそれぞれ1件ずつ対応をしなければならないということになります。それぞれ届け出の必要でない、それぞれ例外と言いますか、農地法、都市計画法、その他の規則で定める事業等についてはこの限りでないということで規定いたしております。その辺で御理解をいただければというふうに思います。

- 〇議長(深見 忠生君) 豊坂議員。
- ○議員(10番 豊坂 敏文君) 私も意味はわかって言ってるんですが。農地法とか都市計画法、あるいは林地開発の方も市町村長に届け出るようになってます。で、これは一応所管事務が市町

村長であるということはですよ、この中に林地開発、これは極端に言えば1~クタール以上ということが原則的にあるんですが、実質的には道路開発あたりするときでもですね、極端に言えば1~クタール以上これを伐採、伐倒とかいろいろする場合、ここの林地開発、林地法の中にもこれが入ってます。ですから、この特例の中に林地開発の開発行為の届け出がありますから、市町村長に2通も出さなくていいわけですね。ですから、これについてはここの中に入れた方がよくないですかということを言っておりますが、どうでしょうか。

- 〇議長(深見 忠生君) 小山田保健環境部長。
- ○保健環境部長(小山田省三君) 確かにその辺はよく理解はできます。ただ所管がそれぞれ違いまして、これは内部の取り扱いの方になるかと思いますけど、その辺がスムーズにいけば問題はないわけでございますけれども、なるべく事業者の方に御負担をおかけしない方法は講ずる必要があるかと考えております。
- 〇議長(深見 忠生君) 豊坂議員。
- ○議員(10番 豊坂 敏文君) 一応この特例の中にただし書きの例外規定の中に、入れておく 必要があると思いますから、よく検討してください。二重に行政に出す必要ないわけですね。で すから、農地法と同じです。特例がありますから、特例の申請は林地開発の場合、林業関係に行 くわけですから、二重に出さなくていいということを言ってるわけですからよろしくお願いしま す。
- ○議長(深見 忠生君) ほかに質疑ありませんか。17番、大久保議員。
- ○議員(17番 大久保洪昭君) この条例は陸上のみにおいての適用になるわけですかね。海上においても自然環境に重大な影響を及ぼしていると思うわけですけど、そのところお尋ねします。
- 〇議長(深見 忠生君) 小山田保健環境部長。
- **〇保健環境部長(小山田省三君)** 確かにそのことは考えられるかと思います。しかしながら、こ うした自然環境保護条例的なるものは、壱岐市としても初めてでございますし、全国的にも非常 に事例が少ないのが実情でございます。

実は長崎県の方でもこれに類似する県条例があるわけでございますけれども、将来的には今御質問がありましたように、総合的な条例に整備がえをする必要があるのではないかということで、現在県の方でもそれの調査研究に着手いたしております。壱岐市の場合におきましては、まずこれでスタートをさせていただきまして、将来的に必ずそれぞれいろんな形を含めた総合的な条例に変える必要があるというふうに私自身も認識はいたしておるところでございます。とりあえずはこれでスタートをしていただきまして、それぞれの関係法の中で処理をしていただきまして、総合的な条例の整備が必要で差し迫ったときにはそちらの方で見直すべきであるというふうに考えます。

以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 大久保議員。
- ○議員(17番 大久保洪昭君) 2条の事業の件について、アからそれぞれ説明があっておるわけですが、エの、アからウに掲げるもののほか生活環境に影響を及ぼすおそれがあると市長が認める事業、この中には先ほど海上のことも言いましたけど、それぞれ旧町のところには海砂が堆積されておるわけですね。これで生活環境に非常に影響を及ぼしている方もおいでになるし、現在もきのうも聞いてきましたけど、洗濯物も干されない、そういうことを言われる方もおるわけですけど、これで対応、市長は事業者に対策を講じるように勧告できるわけですか。
- 〇議長(深見 忠生君) 小山田保健環境部長。
- ○保健環境部長(小山田省三君) この条例の提案のいきさつは産業廃棄物の処理からことを発した事項でございます。確かに今御指摘のとおりでその点はわかるわけでございますけれども、先ほどお答えいたしましたように、将来的にはそうしたものも含めた総合的な条例も考えていくべきであるというふうに思います。まず県がどういった形の総合条例を整備されるか、その辺をよく見極めた上で、壱岐市の方も県の整備が進められるとともに、その辺は考えていかなければならないというふうに考えております。
- 〇議長(深見 忠生君) 大久保議員。
- ○議員(17番 大久保洪昭君) 事業者は常に生活環境の安全に影響を生じないように注意するとともに、その影響が生じ、またその恐れがあるときは、みずからの責任において直ちに適切な処置を講じなければならないというものがあります。過去にですね、旧勝本町の時代に砂置き場、それで地区住民が大変環境について被害を被った。それによって旧勝本町時代に地域の自治会に1,000万円か1,500万円の迷惑料なるものを支払ったという記憶があります。これは地域振興補助金とかいうような名目だったろうと思いますけど、そういうことにもなりかねないことも今から起きるわけですよね。だから、そういうところも十分視野に入れておいていただきたいという、そういう気がします。
- **○議長(深見 忠生君)** 答弁が要りますか。 (発言する者あり) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(深見 忠生君) ほかに質疑がありませんので、これで議案第69号についての質疑を終わります。

次に、議案第70号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑はありませんので、議案第70号についての質疑を終わります。

次に、議案第71号壱岐市家畜導入事業資金供給事業基金条例の廃止について質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、議案第71号についての質疑を終わります。 次に、議案第72号訴えの提起について(市営住宅の家賃納入及び住宅明け渡しの請求)について質疑を行います。質疑の通告があっておりますので発言を許します。12番、中村出征雄議員。
- ○議員(12番 中村出征雄君) お尋ねをいたします。相手方は平成10年5月より入居という説明でありました。そしてまた滞納額が多額な旨の説明があっておりましたが、いつからいつまで滞納なのか、そしてまた滞納額についてはいろんな関係で、言われないかもしてませんが、100万円程度あるのかないのか、答えられる程度で結構です。そして、保証人はいないのか。保証人への請求がなされたのかどうか、この点について御説明をお願いします。
- 〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。
- **〇建設部長(中原 康壽君)** 中村議員の質問にお答えをいたします。滞納の期間を申し上げますが、先ほど議員さんが言われましたように、平成10年5月から入居でございまして、実際平成10年から未納が始まっております。平成19年度までということでこのような訴えを起こしたということで、滞納額につきましては、先ほど議員さんから言われた程度でございます。

保証人はいないのか、それとも保証人への請求はされたのかという御質問でございますが、実は本人さんが御主人が出稼ぎでございまして、仕送りをしておった関係上、奥さんが払っているということでですね、なかなかちょっと家庭的な連絡が、不都合が生じまして、こういう結果になったということが本人さんは今確認中でございます。それと保証人に行く場合は、本人の了解が要るものですから、まずは壱岐に在住の奥さんと面会をいたしまして、そのようなことをしておりますので、保証人への請求は今のところしておりません。こういう訴えを出す前に、もう1回本人さんとも面会をいたしまして、実はこういう結果であったということで、今度からは月に5万円程度は納入をいたしますという確約は、分納契約はしとるわけですが、様子を見ないとわかりませんので、本人にもこのような通告をいたしまして、どうしても履行ができない場合は訴訟というふうになりますということで今進んでいるところでございます。以上でございます。

- ○議長(深見 忠生君) 以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。小園議員。
- ○議員(25番 小園 寛昭君) 今の部長の答弁を聞いてちょっと確認をしたいわけですが。債務者の債務について請求をする場合に、債務者の承諾がなければ保証人には請求できないという御説明でございましたが、それはそういうふうになっておるのかどうかお尋ねいたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。
- **〇建設部長(中原 康壽君)** 住宅等に関しましては、まず本人からの承諾と言いますか、本人の意思を確認してから保証人へ行くように今まで我々はやってまいりましたので、まず本人の意向を聞いて、どうしてもできない場合は保証人に行きますよというような進め方できておりますので、今回も本人とまず面会が先だと思いまして、本人から先に面会をした結果でございます。よろしくお願いをいたしたいと思います。
- 〇議長(深見 忠生君) 小園議員。
- ○議員(25番 小園 寛昭君) 私は今までやっていることを聞いたわけじゃないんですね。保証人に請求するのに債務者に承諾が要るのかと、法的にそういうふうになっておるのかということをお尋ねしたわけです。そういうふうにはなってないはずです。今部長の答弁のようなやり方だから、私は未収金は、どの部署も一緒だと思いますけれども、家賃に限らず回収が進んでいかないと思いますよ。

というのはですね、債務者が承諾しないと保証人に請求しないということをやりますと、保証人は何も知らないままに滞納額がふえていくんですね。そうなると、5年後に保証人に通知をします。そうしたら「今までなしてそれ言わんのか」と、こういうことになってまいりまして、全く保証人が「そういうことはあんたたちのいわゆる職務怠慢だから払いませんよ」と、こう対抗してきます。そこらあたりがわかってないんじゃないですか。ちょっと考えがおかしいんじゃないかと思いますが、もう1回よくその辺、法的にどうなってるんですか。

- 〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。
- ○建設部長(中原 康壽君) 今小園議員さんから言われるとおりだと思いますが、我々も壱岐の住宅の場合は1回入りますとなかなか退去ができないという状況にございまして、そういう関連でまず本人の意思を確認したいということで進んできた経緯がございます。でも本人無断で行きますと、「なぜおれに言わないのか」ということで、今度は逆に腹が立ったということで、今度は逆に払わないという結果もあっておりまして、まず本人から説得をしたいということで、今御指摘のように甘いかもしれませんが、そういうことをやって、どうしても本人が対応しない場合はきちんと、じゃあ保証人に言って、保証人からいただきますというようなことにして今まで来ておりまして、今後保証人から先にというのがなかなか我々の踏み切り方が悪いかもしれませんが、そういう結果をやっているところでございます。正式に、法的には調べておりません。
- 〇議長(深見 忠生君) 小園議員。
- ○議員(25番 小園 寛昭君) 法的には調べてないということですが、私は全く勉強不足だなというふうに思います。保証人に請求すればですね、本人は当然嫌がるでしょう。それはですね、条例ではそれじゃどうなっとるのか確かめたい思いますが、住宅の家賃を滞納した場合には、い

わゆる何カ月間滞納したら退去してもらわないかんのか、そして保証人にはどういう手続をせないかんのかということを条例で定めておると思いますが、そのとおりにやられておるのかどうか確認をしたいと思います。

- 〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。
- **〇建設部長(中原 康壽君)** 今御指摘のように、何カ月以上滞納の場合は退去するということは 実際やっておりません。そういうことで、きちんと法的にばっかりいけないところがあるもので すから苦しい立場に立つわけですが、今後はそういったことを遵守いたしまして、本人によく通 知をいたしまして、こういった場合は保証人からになりますというようなことで伝えて、滞納が ないように努めてまいりたいと思いますので御理解をいただきたいと思っております。
- 〇議長(深見 忠生君) 小園議員。
- ○議員(25番 小園 寛昭君) 議長、許可をいただきたいのでありますが。
- 〇議長(深見 忠生君) どうぞ。
- ○議員(25番 小園 寛昭君) 議長もよく聞いといていただきたいと思いますが、今私の質問に全く答えてないわけですね。そのことをやっぱり念頭に置いて考えていただきたいと思いますが。今のような部長の答弁のようなことで仕事を皆さんがされておるのであれば、私は大変失礼ですけれども職務怠慢だというふうに思わざるを得ません。これほかの議員の皆さんいかがでしょうかね。今のような格好でですね、今までそういうふうにやっとったから条例はともあれ法的にはなかなか行きませんというような感じで仕事をもしもされておるんであれば、私はおかしいと思いますよ。その点を指摘をしておきます。

最後に今のやりとりを聞かれて市長がどういうふうに思われたかお尋ねして終わります。

- 〇議長(深見 忠生君) 長田市長。
- ○市長(長田 徹君) この件につきましては、いつも担当にもマニュアル化をしなさいと。やはり議員が言われるように契約の時点で保証人をとって、何カ月納付がなければ保証人にいく、そういう契約書をできますれば契約を更新しながら、1回以前にした方もおられるから契約を更新するような形でしたらどうかという提案は常々しているわけでございますが、今言われた内情をいろいろ聞くと、なんか法と何とかやりにくい面があるということで今その状態が続いている状況でございますが、今言われますように、私もその点はもう以前からそういうような気持ちで面談をまずして、そして滞納が何カ月なければ、収納がなければ、これは住宅のみにならず、そういうマニュアル化が必要ではないかと、このように指示しているところでございますが、じゃあそこは今現在こうしてるからどうなのかとか、いろんな細部を聞くとそういう事情もあるようでございますが、議員が言われるような形で私も推し進めていきたいと、このように思ってます。
- ○議長(深見 忠生君) ほかに質疑ありませんか。町田議員。

- ○議員(6番 町田 正一君) さっき小園議員の質問に言われたんで、連帯保証人の場合は本人の承諾なんか要らんわけですよね。単なる保証人の場合は、本人がおったらそれは本人の方を優先して請求していかないかんわけですが、市営住宅の場合はすべて連帯保証人なんで本人の承諾要らんわけですよ。それは民法上明らかなんですけども、僕はちょっと聞きたいのはですね、さっきの部長の話聞いとったらですね、これ訴えの提起はそれは結構なんですけれども、要するにこの人が要するに今ずっと僕も前、昨年ですかね、滞納者一覧表みたいな名前消して全部出ましたけども、これやったら、この人が要するに一番悪質だと思われて今回訴えの提起をされたということですか。
- 〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。
- **〇建設部長(中原 康壽君)** そういうことで一番悪質だということで今回訴えを起こしたという ことでございます。
- 〇議長(深見 忠生君) 町田議員。
- ○議員(6番 町田 正一君) 先ほど本人と交渉したら、本人が出稼ぎに行っとってですね、要するに多分10年5月入居してからほとんど、要するにそれからほとんど全く家賃を払ってないということでしょう、10年間近く。だから非常に悪質だと思われるから今回訴えの提起をしたということですね。先ほどの部長の話を聞いとったら、なんか本人と話して本人が出稼ぎに行っとって、毎月奥さんが払ってないっちゅうことを知らんかったと。それで毎月5万円の分納の確約を一応してもらったと。そのいろいろ面談の中で僕も相手方も知らんし、それは実際の徴収になったらなかなか杓子定規にいかんところも非常にあると思います。なかなかそのマニュアル化できない部分というのもかなりそれはあると思うんですよ。正直言って、実際の徴収、別に住宅に限らず水道でも何でもですね、マニュアルどおりに行かないところも確かにあると思うんですけれども、でもさっきから話を聞いとったら、この人が本当にそこまで悪質なんかという、本人が全然知らん、出稼ぎに行っとって知らんで奥さんが払ってなかったと、よう最近ありますけども、それやったらその5万円の約束というのはですね、いつされたとですか。
- 〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。
- **〇建設部長(中原 康壽君)** 議会前にですね、こういう分納契約を今3回ほど交わしたということでございますが、その履行がないので本人と会ってって、今度の議会にこのようにかけますということで面談をいたしまして、実は税金から水道から住宅までということで、今後は私が直接銀行から振り込むということで約束をしたという経緯がございます。ですから、時期としては何月何日とはわかりませんが、議会前の面談でこのように確約をして、この訴えに至ったというのが経緯でございます。
- 〇議長(深見 忠生君) 町田議員。

- ○議員(6番 町田 正一君) ちょっと状況がよくわからんのですよね。時系列できちんと説明してもらわんとですね。その5万円の分納で直接払うと言って、それが守られないから訴えの提起をされたわけでしょう。議会前に行って5万円の分納の確約をして、それは分納の納入の確約をしとってですね、履行されんかったわけですか。ようわからんのですよ、時系列的に。なんか話聞いとったら、その出稼ぎに行ってる御本人と初めて議会前に連絡したようなふうに聞こえますけれども、その時系列的にどんなになっているのですか。その5万円の約束をして。その契約、それ交わしたけれども、その約束を履行してもらえないと。それでもう10年間全くほとんど入ってないんだと。住宅家賃以外にも、それ以外にもまだあるんだと。そういうことだったら僕、これは非常に悪質だということで、それは当然だと思いますけれども、その5万円の分納の約束というのはそれいつされたんですかね。議会前というのがさっぱりわからんのですけれども。
- 〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。
- **〇建設部長(中原 康壽君)** ちょっと年月日につきましてはちょっと時間をいただきたいと思います。すぐ下に行って、年月日は聞いてまいりたいと思います。
- ○議長(深見 忠生君) 町田議員。4回目です。
- ○議員(6番 町田 正一君) あの部長ですね、そげんとはですね、あり得ませんよ。そんな答弁は。あなたはですね、今この人が一番悪質だから訴えの提起をすると言われたわけです。確かにですね、入居してからほとんど使用料は入ってないと。その理由を聞いたら、多分本人の方に連絡したら、いや私はずっと出稼ぎに行っとって女房の方に仕送りしとったけども、女房の方がそれを納めてなかったんだと。多分それもつい最近のことじゃないですか。本人と連絡とれたんも。確約したのもつい最近のことじゃないんですか。ここさっぱりわからないんですよ。その契約が守られないんだったら訴えるべきですよ、当然。その分納の約束をしとって、じゃあ片一方ではそれやりますというのはですね、それはどう考えても真義に反すると。その本人にとっても。本人との約束はどんなになっているとですか。
- ○議長(深見 忠生君) ここでちょっと休憩をいたします。再開を11時10分とします。

₩ 35 4 4 P. 14 4 1 7 7 P. P.

午前11時00分休憩

午前11時11分再開

- ○議長(深見 忠生君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案質疑を続けます。中原建設部長。
- **〇建設部長(中原 康壽君)** 最後の分納契約の契約年月日は、19年8月20日でございます。 で、今住宅課に聞きますと、奥さんが御主人との連絡がなかなかつかないというようなことで本人は出さないということで、たまたま盆過ぎだと思いますが、8月の16日、17日、20日に

本人と面会ができて、このようなことになったということで、今までの分納契約も16年に1回、 17年に2回ほどやった結果がこうであるということで、本人と話して今後はこのようにしたい ということになっていたという結果で今回の訴えをしたという経緯でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 町田議員。
- ○議員(6番 町田 正一君) それを聞きたかったわけですよ。16年にね、分納の約束をしと ると。17年にも分納の2回の約束をしとると。そして今回で、これで8月20日ですから、さ らにまた分納契約をしとるけれども、分納で一応約束はとれとるけれども、非常に過去の経緯か らして恐らく守れんだろうと。そういうことで一番悪質だということで今回訴えるということを 言うてもらえば、それでいいとですよ。訴える以上はですね、非常に悪質だということで市もや むをやまれず、どうしてもほかにとる手段がないからこうやってやったんだということをやっぱ り、対外的にもなんか言われたときにはですね、その説明する必要があるとですよ。「もっと多 分悪質な人間がおるとにから、何でおれがやられるとか」と言われたら、こっちも回答のしよう がないじゃないですか。過去の経過なんかですね、それは当然こうやって訴える以上ですね、個 人名出して訴える以上、議会に出す以上、過去の交渉経過なんかとか、その言った分納の約束な んか、あったけれども今まで一度も全然守られないんだと。それを言うてもらえればいいとです よ。僕は別に訴えることに反対じゃないとです。それだけはちょっと言うとって――今からです ね、こうやって質問されたときにばたばたばたばたするんじゃなくて、当然そんな過去の経過な んか議会で質問されるとは当たり前のことですから。いちいち休憩をとらんでいいように答弁の 準備はきちんとしとってください。あしたはもう一般質問僕しますんでですね、また休憩になっ たら困りますから。
- ○議長(深見 忠生君) 答弁は要りますか。(「要りません。」と呼ぶ者あり) ほかに質疑ございませんか。倉元議員。
- ○議員(19番 倉元 強弘君) 私はですね、この訴訟の提起の議案そのものがまだ私はちょっとおかしいんじゃないかと思うわけですけど。と言いますことは、保証人にも全然請求をしとらんということでしょう。まあ保証人にも請求をして、そしてどうしても解決ができんということやったら私は訴訟は最後の手段だと私は思うとですが、市長はそこあたりどういうお考えですか。
- 〇議長(深見 忠生君) 長田市長。
- ○市長(長田 徽君) 今の件ですけど、保証人ですね、請求したかどうかの確認をまずはとりたいと思っております。そして、万が一保証人に請求をしていないということであれば、また皆様方と御相談をして後で対処をしたいと、このように思っております。
- 〇議長(深見 忠生君) 倉元議員。
- ○議員(19番 倉元 強弘君) 部長は最初は保証人には請求していないと言ったはずです。た

しかそう答弁したと思うですね。それでやっぱり私は順番がおかしいと思うとるとです。やっぱ することはして、そして最後の手段に訴えるべきだと私は思います。

- 〇議長(深見 忠生君) 長田市長。
- **〇市長(長田 徹君)** 議員の言われるとおりと思いますので再度確認をさせてください。今答 弁ではしてないということでございましたが、その確認をもう一度させていただきたいと思いま す。
- ○議長(深見 忠生君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) ほかに質疑がありませんので、議案第72号についての質疑を終わります。

次に、議案第73号平成19年度壱岐市一般会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。はじめに、20番、瀬戸口和幸議員。

- ○議員(20番 瀬戸口和幸君) 45ページの農林水産の林業振興費の台湾リスの捕獲関係ですかね。今回の補正でこの件につきましては33万円計上されているわけなんですが、当初予算を見ますと940万円ぐらい計上したということで、930万円といいますと、1匹当たり600円の単価ということでしたので単純計算しますと1万数千匹になるわけですね。ということはもう今までこれを使い果たしたのかなというなんか疑問が出てくるわけですね。それで実際この33万円はどういう使い方をされるのかということと、この19年度になってから約半年ぐらいたつわけですけど、どのくらい捕獲してどれだけ経費を使っているのかいうことと、前年度と比べてどういう状況になってるのかということでお聞きをいたします。
- **〇議長(深見 忠生君)** 西村産業経済部長。
- O産業経済部長(西村 善明君) 瀬戸口議員さんの質問にお答えをいたしたいと思います。まず 3 3 万円増の件でございますけれども、これは県下の台湾リスの被害につきましては、壱岐と五島で発生をいたしておるわけでございます。そういった中で被害量を比較をいたしますと、壱岐の方が五島より大きいということで、壱岐に今度追加配分をされたということになっております。 いわゆる県市の補助金を全額壱岐地域の鳥獣被害防止対策協議会へ委託をいたしておりまして、 委託料の内訳といたしましては、駆除に伴います報酬、それから巡回指導の委託料、被害拡大防止委託料、資材購入、処理費用ということで、いわゆる今回の補正予算可決後に、いわゆる追加内容につきましての変更契約を行うことにいたしております。

それから今年度の捕獲の状況でございますけれども、4月から8月までの捕獲の実績でございますが、平成18年度に2,654匹、19年度が2,913匹で、昨年より259匹多いということで、前年比にいたしますと110%程度、昨年比1割増ということで捕獲の実績を伸ばして

おるという実績でございます。

それから将来的にはこの台湾リス撲滅に向けての対処の方針でございますけれども今年度は長崎森林環境保全事業という広報事業がございまして、この事業を一応広報いたしまして、奈良教育大学の鳥居先生という方がこの台湾リスの大家でいられるそうでございます。それと県の鳥獣害対策専門委員という小寺先生、このお二人の協力を得まして、この台湾リスの繁殖の調査、それから捕獲の方法調査等を今回予定いたしております。

その中で、現在の捕獲の方法といたしましては、かごわなによる捕獲しかないというふうに考えておるわけでございますが、この被害地域だけじゃなくて、いわゆる島内全域にこの台湾リスというのは広がっておるようでございますので、外から大々的に中に向かって追い詰めて捕獲をするというようなことで一斉に行うような形がよくはなかろうかということで今検討いたしておるところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 瀬戸口議員。
- ○議員(20番 瀬戸口和幸君) 県下では五島と壱岐ということで、壱岐が被害がひどいということで早急に対処するということで今部長が申したようにですね、台湾リスの生態等を研究して、それなりの駆除の方法を考えるということなんですが、今まではわなだけでやっとったということで、新たな方策を講じられて、早急に絶滅の方向に持っていってほしいと思います。そういうことで終わります。
- ○議長(深見 忠生君) 次に、12番、中村出征雄議員。
- ○議員(12番 中村出征雄君) 私は4点ほどお尋ねをいたします。

まず第1に、23ページ、2款の総務費、4項の企画費、19節の負担金補助及び交付金の中の地方バス路線維持費助成金880万円、今回補正をされております。議案説明では、75歳以上の高齢者無料分という説明ではなかったかと思いますが、路線維持の助成金は当初予算にたしか6,000万円計上されておったと思いますが、この中には高齢者の分は含まれておらなかったのかどうか、そして議案説明で説明あったかと思いますが、もう一度再度積算の根拠を御説明いただきたいと思います。

それから31ページ、3款民生費、1目の社会福祉総務費、20節の扶助費で2,330万円についてでありますが、これは当初予算にたしか989万1,000円計上されておりましたが、今回の補正は当初に対して240%の補正となっており、多分説明の中では障害者自立支援法の制定によるものという御説明ではなかったかと思います。そういったことで、その内容について、いま一度御説明を願いたいと思います。

それから39ページ、4款の衛生費、5目の廃棄物対策処理施設整備事業費、13節の委託料

4,862万円、4件の計上でありますが、この分については競争入札でなされるのか、それと も随意契約となるのか、どちらになるのか御説明を願いたいと思います。

それから71ページ、12款の諸支出金、1目の土地取得費、17節の公有財産購入費、1,297万円についてでありますが、これ議案説明では県の土地開発公社に対する市民病院用地の償還金ということでありました。若干先ほどの公社の質問の中で、ある程度理解はしました。多分18年度の元利の償還金については、当初予算に計上されて、今回計上されているのは20年度分の償還分を今回計上されておられるのではなかろうかと思います。そうであるかどうかだけ回答いただければ結構です。

以上4点について質問をいたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 久田総務部長。
- ○総務部長兼郷ノ浦支所長(久田 賢一君) 中村議員の質問にお答えいたします。

23ページの地方バス路線維持費の補助金の件でございますが、地方バス路線維持費の補助金につきましては、平成16年度が5,200万円支出をいたしております。平成17年の5月から満75歳以上の市民の皆様を対象に市内路線バス乗車カード事業を行い、費用につきましては、市が地方バス路線維持費補助金で手当てしようとの調整ができましたので、平成17年度から800万円増額をして、6,000万円にしたところでございます。その後、壱岐交通株式会社の方から、本年3月に市内路線バス乗車カード事業基本協定の見直しのお願いがございました。その内容は、運送収入が大幅に減少し、経営を大きく圧迫することになったので、平成19年4月から1乗車ごとに100円の利用者負担、すなわちワンコイン制度の導入でございます。市といたしましては現在のバス乗車カード事業を始めましてまだ日も浅いので、当面相当額を手当てすることでワンコイン制度の導入を見送っていただいたところでございます。880万円の算定根拠は、平成18年度の利用者実績8万8,228人を基礎といたしまして算定をいたしております。

それから71ページの12款の諸支出金の件でございますが、今回提案をいたしておりますのは、平成20年度分の繰り上げ償還のための予算でございます。具体的に申しますと、平成20年度の元金償還額は1,318万8,000円、これは決算報告書の6ページ、平成20事業年度の元金の額でございますが、1,318万8,000円でございます。繰り上げ償還の場合、翌年度の利子については償還の必要がございません。したがいまして、通常の場合は1,318万8,000円を追加するわけでございますが、平成19年度3月の定時償還分、それから平成20年度の償還分も9月に前倒しで償還を行う予定にいたしておりますので、利子の減少分を差し引いて今回追加で補正をいたしておるところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 山本市民部長。
- ○市民部長(山本 善勝君) 中村議員の御質問にお答えします。31ページの扶助費の 1,612万8,000円の増加の内容でございますが、これは平成19年度から生活保護者の人 工透析にかかる医療費が、生活保護給付費から障害者自立支援法による障害者自立支援医療のう ち更正医療において給付されることとなったためでございます。この計算の根拠でございますが、 現在生活保護の対象者が4名おられます。月に1人あたり約35万円前後の医療費がかかってお ります。それを合計しますと1ケ月に140万円弱になります。これを12カ月分いたしまして、 推計をいたしまして、1,612万8,000円の増の補正予算を計上いたしております。 以上で説明を終わります。
- 〇議長(深見 忠生君) 小山田保健環境部長。
- ○保健環境部長(小山田省三君) 中村議員の質問にお答えいたします。39ページ13節委託料4,862万円の件でございますけれども、入札の方法でございますけれど、基本的には競争入札を考えております。

以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 中村議員。
- ○議員(12番 中村出征雄君) 大体3人の部長の説明で理解をいたしました。ただ1点目の、地方バス路線の維持、高齢者の分は先ほどの説明では当初に800万円、すると1,680万円が75歳以上のバス代の無料のための交通への補助ということに理解していいわけですかね。この点だけお尋ねします。
- 〇議長(深見 忠生君) 久田総務部長。
- ○総務部長兼郷ノ浦支所長(久田 賢一君) 議員の言われますように1,680万円が高齢者の ための補助ということになります。そのとおりでございます。
- O議長(深見 忠生君) 次に、21番、市山繁議員。
- ○議員(21番 市山 繁君) 31ページ、民生費の3目の老人福祉の温泉入湯券の助成金についてでございますが、これにつきましては私は一般質問もする予定で通告いたしておりますので、要点だけ説明をお願いいたします。

この間の説明で200万円の補正を入湯券にはしていただいております。これは先般中村議員が団体についての公正性を欠くためということで、市長はそういう理解をいただいて御英断をいただいたわけでございますが、これについて説明が各団体に年に2回というような説明がありましたね。それをどういうふうな試算で、ただ単なる年2回であるのか、それから私も調べてみましたら、これは110クラブあります。そして会員は7,230人おりますね。その中のどういう方法でやるのか、そうした試算の根拠、そして60歳以上が何人おられるのか、これは大体年

齢の引き上げによって生じたわけでございますから、この間質問があっておりました60歳の方がおられると、その方たちは団体で行っても負担せないかんということから、団体については見直そうということでございますけれども、その老人クラブの中にも70歳が何%おってそこまで調べてあるのか、単なる団体に対しての2回の助成金なのか、その点ちょっとお尋ねいたします。

〇議長(深見 忠生君) 山本市民部長。

〇市民部長(山本 善勝君) 市山議員の御質問にお答えいたします。

31ページ、入湯助成の件でございます。まず試算の方法でございますが、これは御質問で言われたとおり7,230人会員がおります。その中で5,000人利用するだろうという予測で、掛けることの1回200円、掛けることの年2回で200万円を計算をいたしております。支給の方法でございますが、これは各老人クラブの代表の方が支所の窓口で申請をしていただきまして、まず人数、月日等を申請していただくわけでございます。そのときに名簿をお渡しをいたします。その名簿を施設の方に今度は持っていかれまして、当日その名簿を記入していただいて、ここで人数の正式な確認をするわけでございます。そして請求の方法は、業者、施設の業者から市の方に請求をいただくようになっております。

それから60歳以上の壱岐市の対象人員でございますが、1万1,087人でございます。このうち老人クラブの会員の内容の御質問でございますが、これについては把握をしておりません。 以上で説明を終わります。

〇議長(深見 忠生君) 市山繁議員。

○議員(21番 市山 繁君) 私もそれは試算をしました。7,230人の2枚、1人あたりの400円でありますが、これは全員掛けますと、289万2,000円になります。それを200万で割りますとですね、大体69%ぐらいになっておるわけですけれども、それで200万円かなと思っておりましたが、私も疑問に思っておるのは、会長がそこに申請をして人数の申請をするわけですね。根拠は大体実際引き上げにあったために60歳のためにこれをしてると私は思っておるわけですね。それでこの会員の中にはですね、私らのところほとんど60歳の人はおりません。そういうことで行かれた人に対すると、60歳の人にはそうした恩恵はなくて、70歳の行った人があわせて2枚もらうというような、ちょっと言うとまた公平性を欠くような私は予算であろうとこれ思っていますね。

それでこれは当初予算を見ますと1,260万円ですもんね。そうすると、これを200万円 追加すると1,200万円になっとるわけですね。あとわずか60万円で、18年の当初予算に これなるわけです。そうしたことで、こうした公平性を欠くためにやった補正が公平を欠くとい うようなことになるとですね、いろいろ私は問題があるとやないかと思っておりますので、この 点は私、一般質問でやりますから見直しをせないかんとやないかなという気もいたしています。 それから、予算がないないと言っておられますけれども、はりきゅう・あんまについても 150万円の補正がなされております。これにつきましても昨年度は400万円、今年度は当初 予算が300万円ですね。そうしますと、150万円超えると18年度の当初予算より多くなっとるわけです、50万円ね。そういうことで結局団体にそうした見直しをするから、この人たちも引き上げないといけんというような考えでやっておるのか、この150万円の補正については どういう根拠でやっておるのか。それから身体障害者のはりきゅうについても、入湯券についても補正をされておりますから、それは結構なことです。それで補正したら悪いと言っとらんですね。非常に厳しい財政の中でこれだけ補正をしてやるということには私もありがたく思っていますが、反対に厳しい財政の中でこれだけ補正がされるとなら、当初予算で私、されるべきと、こう思っておりますが、その点について。

〇議長(深見 忠生君) 山本市民部長。

○市民部長(山本 善勝君) まず入湯券の予算の問題でございますが、平成18年度は仰せのとおり1,260万円で計上しておりましたが、決算では1,437万5,000円となっております。それからはりきゅうは18年度は400万円計上しておりましたが、決算では583万6,000円となっております。そこで当初計上で、当初予算からの計算で年齢の約2,000人分が減となりますので、その分を計算して100万円減としたわけでございますが、去年の決算から見てもこの推計が甘かったということで、実際は利用者が予想以上に来られるということで今回150万円を補正したものでございます。

〇議長(深見 忠生君) 市山繁議員。

○議員(21番 市山 繁君) 私は去年の決算を見ておりますから、決算委員会もおりましたから十分わかっております。それでですね、そこのところよりも今度会長が温泉入湯券の申請をして人数の出席数を提出しますね。その中に60歳以上の方がおいでにならん場合はどうなるとですか。60歳以上の年齢引き上げたためにこれを対応しているわけですからですね。それでその点はどういう考えをして、70歳以上しかおらんクラブには全然やらんとか。それで10人しかおらんところにはまた10人分しかやらんとか、そういうふうにやるわけですか。

〇議長(深見 忠生君) 山本市民部長。

○市民部長(山本 善勝君) 今回の年齢引き上げの一番主な根拠は、老人クラブの会員の方は当然60歳以上から会員でございますので、60歳以上の方、老人クラブの団体入湯利用のために温泉等に行かれるわけですね。そうすると、今度70歳に引き上げましたから、70歳以上の方は個人の入湯券をお持ちである。そうすると、60歳台の方は全部有料になると、こういう不公平性が出てきますので、クラブの円滑な運営のためにもよろしくないということで、60歳以上の方についてはすべて年2回の老人クラブの団体利用券ができるということでございます。それ

で70歳以上の方は今まで12枚プラス2枚利用できるということになるかと思います。 以上で説明を終わります。

○議長(深見 忠生君) わかりましたか。(発言する者あり)

次に22番、近藤団一議員。

議員(22番 近藤 団ー君) 一応4点通告しておりましたけども、一応1点追加でわかる範囲で答弁をお願いいたします。

1点目、25ページ、2款総務費の1項7目12節、電柱等調査手数料の500万円について、 エリア、本数、調査項目など、また計画の詳細もお願いいたします。

次に、ページ27の2項1目13節、これはその地域イントラネットですね。固定資産評価システムですね、これは平成21年度評価がえなんですが、プログラム一部差しかえなのか、全面交換になるのか、その辺がちょっと幾らか不明な点がありましたので質問します。

そしてこれ追加なんですが、ページ39の4款の衛生費、2項の2目の13節、が、これは委員会でもいいんですが、全体的に知っていただきたいというで、焼却灰の保管施設ですね。それでこの辺もとにかく最終的にこの処分の処理をどうするのか、その辺どう検討されているのかをちょっとお聞きをいたします。

次には、ページ47の5款の農林水産、2目の19節です。水産業の新世紀事業が不採択になったということなんですが、この辺は今後どういう影響が水産業に及ぼすのかですね。それと代替はどう考えてあるのかですね、その辺お聞きをいたします。

最後ですけども、55ページ7款土木費の2項3目17節のなんですが、土地購入の場所ですね。それと文化ホールからの開通のめどがいまだにちょっと不明ということで、いろいろ地域の方とか、全体的にもいつごろになるのか、早くしてほしいなという要望もありますけども、交渉困難な地権者がまだどの程度あるのか、その辺をちょっとお聞きをいたします。

以上です。

- 〇議長(深見 忠生君) 久田総務部長。
- **〇総務部長兼郷ノ浦支所長(久田 賢一君)** 近藤議員の質問にお答えいたします。

25ページの12節の電柱等調査手数料の件でございますが、まずエリアでございますが、拠点施設であります郷ノ浦庁舎及び各支所庁舎を結ぶ国道、県道、それから各庁舎から学校などの各公共施設を結ぶ島内一円のエリアでありまして、総延長が約95キロメートルの予定でございます。

また、電柱の本数でございますが、NTT電柱1,600本、九電柱1,600本、あわせて3,200本を見込んでおります。現在、設計業者が光ケーブル共架ルート等の調査等を行っておりますので、今後ルートの確定の後に各電柱所有者の指定する申請、紹介の手続に必要な柱番

号一覧を初め、ルート図、現場写真、共架物等を調査する予定でございます。 以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 山本市民部長。
- **〇市民部長(山本 善勝君)** 近藤議員の御質問にお答えいたします。

27ページ、13委託料、固定資産評価システム保守業務委託料の件でございますが、これは システムは一部差しかえかという御質問でございますが、これは現在のシステムにプラス追加と して補正をするものでございます。

なぜかと申し上げますと、前回平成16年10月に航空写真を撮ってデータを入れております。 それと今回新しいデータをまた比較等をしますので、一部追加となるものでございます。

以上で説明を終わります。

- 〇議長(深見 忠生君) 小山田保健環境部長。
- **〇保健環境部長(小山田省三君)** 近藤議員の質問にお答えいたします。

39ページ、2目のじんかい処理費の13委託料250万円の件でございますけれども、これは旧芦辺町の焼却灰の保管施設の問題でございます。実は、住吉後触の公民館長さん、そして地域の水利組合等の方々から、この施設についてはちょっと問題があるのではないかということで市の方に申し出がございました。私たちも現場にも行きましたし、地域の方等も現場立ち会いをし、また関係者の方とも協議をいたしたところでございます。

その結果、一応どういう影響を与えているか、まず調査をさせてくださいと。そして周辺の方に、まず安心感を持ってもらうために、今回この250万円の予算をお願いをいたしているところでございます。

なお、これはコンクリートで800トンずつ2基の施設でございまして、将来的には新しい施設ができますと、その施設で処理をするような将来計画を持っていたところでございます。まずは調査をいたしまして、その結果を地元に説明をし、今後の対応を考えていくような方向で今のところ考えているところでございます。

以上です。

- 〇議長(深見 忠生君) 西村産業経済部長。
- ○産業経済部長(西村 善明君) 近藤議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

一応この予算につきましては、今年度の当初予算におきまして、新世紀水産業育成事業ということで県単事業2つでございます。1つは県の50%、市25%、漁協が25%、もう一つの方が県が30%、市が15%、漁協が55%という、この2種類の補助事業によりまして、いわゆる4つの補助事業を実は当初組んだわけでございます。

まず一つは、海水殺菌装置、総事業費525万円でございます。これは県が250万円、市が

125万円、漁協が150万円と。

2つ目が冷凍施設整備、マイナス60度の貯蔵庫でございます。2,100万円の事業費で、 県が1,000万円、市が500万円、漁協600万円と。

3つ目がATM装置でございます。事業費が861万円。県が246万円、市が123万円、 漁協が492万円と。

4つ目が荷さばき所内のトイレの整備でございます。これは事業費が1,365万円。県が650万円、市が325万円、漁協390万円。

こういう事業が予定をされておったわけでございますけれども、郷ノ浦町漁協が長崎県の財務経営改善指導を受けておりまして、これにより郷ノ浦町漁協では平成19年度から24年度までの5カ年間、財務経営改善計画を立てまして、これに向けて今取り組み中でございます。したがいまして、新たな事業に取り組むことができなくなったために、今回の減額となったわけでございます。

市といたしましても、一刻も早くこの計画に達成をされまして、漁協本来の機能が十分に果たせるように願っているところでございますが、代替ということでございますけれども、この冷凍施設につきましては、ポンプ等が腐食をして、不十分な状況ではありますけども、現存のものの補修ということで行いまして、またATMにつきましても、機能的にも若干問題ありますけれども、現存のもので対応していただくしかないと思っております。

海水の殺菌装置につきましては、衛生上、あるいは食の安全安心上、設置をいたして漁獲物の 流通を図るつもりでありましたけれども、しばらくの間、現状対応と思っております。

また、荷さばき所のトイレの整備につきましては、観光客が市場見学に訪れられまして漁協のトイレを使用しております。そういった状況で、新設により利便性の向上に努めるものでありましたけども、しばらくは現状のままで対応をお願いを図るのではないかと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。
- **〇建設部長(中原 康壽君)** 近藤議員さんの質問にお答えをいたします。

55ページで、公有財産購入費でございますが、場所はどこかということで、郷ノ浦町本村触 字大神、通常大神官舎内でございます。

それから、開通のめどはということで、ここは御承知のとおり、県営で県の代行事業で行っておりまして、今の認可をとっているのが平成21年3月までですから、20年度までをとっているということでございます。次の用地交渉との関係がございますので、うまくいかない場合はこの事業区間の変更があり得るということでございます。

用地交渉の困難な地番はまだあるのかということでございますが、県の方の用地の方で若干う

まくいかない点があるということを聞いております。

以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 近藤議員。
- ○議員(22番 近藤 団一君) 最初の電柱の調査の件ですけども、恐らくほとんど共架と思いますので、1,600の2倍の3,200じゃなくて、1,600でもいいのじゃないかという気がいたしますが、それと95キロを転架で全部するわけですかね。それか、例えばNTTあたりのケーブルを使うわけですかね、中身を。自前で転架されるわけかな、その辺をちょっとお聞きいたします。

それと、今土地購入関係ですね、土木費の関係ですけども、例えば件数あたりがわかれば、そんなに5件も6件もあるわけではないと思いますけど、地権者ですね、地番じゃなくて地権者が何人ぐらいいらっしゃるのかなと、その辺ちょっと知りたいなという気がいたします。

以上です。2点。

- 〇議長(深見 忠生君) 久田総務部長。
- ○総務部長兼郷ノ浦支所長(久田 賢一君) 電柱の件でございますが、ほとんど転架の予定でございます。

以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。
- ○建設部長(中原 康壽君) 地権者は2名でございます。
- 〇議長(深見 忠生君) 近藤議員。
- ○議員(22番 近藤 団一君) 済みません、質問漏れでした。

焼却灰の関係で、さっき部長が今後800トン、2基をどうのこうのと言われましたけど、今800トン、2基あるんじゃないですか。これの今後をどうするかということですよね、違いますか。

- 〇議長(深見 忠生君) 小山田保健環境部長。
- ○保健環境部長(小山田省三君) 質問にお答えをいたします。

確かに800トン、2基ございまして、1基はコンクリートでふたをしております。もう1基は屋根がかぶっております。旧芦辺町当時の一応最終処分場として建設されたものでございます。将来的な処理としては新しい施設で、それを10年間かけて処理をするという計画を持っておりましたが、今回非常に施設が心配であるのでということで、それならまず検査をして、どういう影響を与えているかということをまず調査をして皆さんに御報告をいたしますということを何回も協議をしているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 近藤議員。
- ○議員(22番 近藤 団一君) 今800トン、2基あるということですけども、恐らく路盤あたりも不十分だという気がするわけです。付近への飲料の水とかの影響、その辺もあると思いますので、この辺やっぱり早急にその辺は一応研究して、いろんな代替工事をやっていくというような 焼却場ができてから随時処理をしていくじゃなくして、できるものは早期にしていくというような姿勢が要るかと思いますが、その辺いかがですか。
- 〇議長(深見 忠生君) 小山田保健環境部長。
- **〇保健環境部長(小山田省三君)** もし調査の結果が悪ければ、また次の対応を図っていかなければなりません。地域の住民の皆さんに不安をかけないような対応はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(深見 忠生君) 次に、13番、鵜瀬和博議員。
- ○議員(13番 鵜瀬 和博君) 49ページの商工費、商工総務費の19節負担金補助及び交付金についてお尋ねをいたします。

社団法人発明協会長崎県支部負担金1万円増についてお尋ねをいたします。19年度当初予算では1万5,000円でしたけども、年度途中に増加になった理由と発明協会の役割についてお尋ねをいたします。

あと、59ページ、土木費住宅管理費の中に13委託料及び19の負担金について、安全安心 住まいづくり支援事業の詳細について御説明がありましたけども、再度御説明をいただきたいと 思います。

3つ目が、63ページの教育費、小学校費及び中学校費の学校管理費について、説明では消防 用設備の不良改修でしたが、その内容についてお尋ねをいたします。

また、今回小学校10校、中学校4校ですが、残りの小中学校はこの設備については万全なのか、その点についてもお尋ねをいたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 西村産業経済部長。
- **○産業経済部長(西村 善明君)** 鵜瀬議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

今回1万円の発明協会の負担金の増ということでございますけども、これらにつきましては、 平成18年度から2万5,000円ということになっておりまして、その時点で当初予算に1万5,000円で出して、市長査定で1万円の追加で2万5,000円の当初予算で18年度対応しておったわけでございますけれども、本年度の当初予算の12月時点では、そのまま前年度の1万5,000円のままで提案をして、そして市長査定の1万円というのをおくれたものというふうに思われます。この18年度から増額につきましては、市町村合併等によりまして、会員数 の減等によりまして、会費の増というのが出てきたものではなかろうかというふうに思っておりますが、今回は当初予算のときのミスということになろうかと思います。大変申しわけなく思っております。失礼しました。

それから、この発明協会の役割でございますけれども、支部長が金子原二郎知事でございまして、発明思想の普及、高揚に努めて、発明の奨励、知的財産権の制度であります特許、実用新案、 意匠の普及と有効的活用を図り、科学技術の振興、地域産業の発展に寄与することを目的とする というような組織でございます。

以上です。

- 〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。
- ○建設部長(中原 康壽君) 鵜瀬議員さんの質問にお答えをいたします。

59ページでございますが、まずこの事業の概要を申し上げますが、これは地震が発生したときに木造住宅の倒壊などによる被害を最小限度に抑えるために、耐震診断や耐震の改修を行う所有者に国・県・市が連携をして補助金を交付するというものでございます。この概要は、広報「いき」の7月号には記載をいたしておりますので、再度御確認をいただきたいと思いますが、対象住宅といたしましては、昭和56年5月31日以前に着工された住宅、それから申請者は本人が保有し、居住する住宅。木造住宅で3階建て以下の住宅というふうに対象住宅の対象を決めております。

耐震診断でございますが、ここに13節の委託料で説明があったと思いますが51万円、17件の3万円でございますが、耐震診断は経費が4万5,000円に対し、国・県・市で3万円を補助すると、本人が1万5,000円の負担になるということで、17件を見込みまして17件の3万円で51万円というような予算をお願いをいたしているところでございます。

それから、耐震改修ということで、上記の耐震結果で、要するに住宅の改修工事に対し、工事費の2分の1で60万円を上限に補助しますということですから、60万円しか補助はしないというようなことになっておりまして、一応お願いといたしましては19の負担金補助及び交付金で60万円の2戸ということで、このようなお願いをしております。

なお、委託につきましては、島内にまだ耐震診断士がいないため、長崎県建築設計事務所協会 から委託をするというようなことで、今申し込みが3件ぐらい、1回耐震の診断を受けてみたい という方が今電話で問い合わせがあっているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 久田教育次長。
- ○教育次長(久田 昭生君) 63ページの小学校費、中学校費におけます消防設備の改修内容ということでございますが、主な改修内容といたしましては、火災報知設備、屋内の消火栓設備、

非常時における動力設備等でございます。

また、残りの小中学校についてでございますが、今年度消防施設の点検を行っておりますので、 その結果に基づきまして来年度改修をさせていただくという格好になっていくかと思います。 以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 鵜瀬議員。
- ○議員(13番 鵜瀬 和博君) まず、発明協会の件ですが、いろいろ今回の発明協会だけではなくて、いろんな負担金というのはかなりあるわけなんですけども、せっかく負担金を払うからには、どんどん活用できるように、特に発明あたりは自社ブランドをいろいろつくろうとされている中で、そういったものを活用していただいて、壱岐市の方からも出向もされているようですから、財団の方にですね。だからその辺も含めて今後活用していただくように要請をしておきます。

もう一点は、土木費、安全安心住まいづくりについてなんですが、耐震が委託料が17件で、 そのうち改修が60万円マックスの2棟というふうに書かれていますけども、今後、例えば診断 委託されたところは何のために委託されるのかわからないので、多分改修はされると思うんです。 今後この補助金については増額する予定があるのか、その点について再度お尋ねします。

- 〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。
- **〇建設部長(中原 康壽君)** ただいまの耐震をやって、その後改修の希望者があれば予算を計上 の上積みを考えているのかという質問でございますが、それはそういった要望があればやってい きたいと思っております。60万円を上限に考えているものですから、自己負担がかなりかさむ ものですから、今のところ予算的には2戸という計上をいたしております。
- ○議長(深見 忠生君) ほかに質疑ありませんか。赤木議員。
- ○議員(24番 赤木 英機君) 76ページの債務負担行為、これは20年度からでございますが、本来 補正予算ではないわけですが、ちょっとここでお聞きといいますか、実はこの2,100万円の場合、これはもう壱岐の単独ですからいいんですが、この博物館の件は、これは県と一緒にやっておられるわけですが、金は私たち市が借りまして、そしてほとんど県が事業主体になっておられるわけですね。ですから一番心配いたしますのは、もうこちらはそういうことで、県で主でやっておられますので、こちらが例えばこれは要らないな、これはむだな金だなというのも恐らくなかなか、そういう意見が出されてあるのか、そして御承知のように、本来こういう起債等におきましては、交付税で見るからとか、何とか過去やってきて国も進めてきた経過が、ほかの事業でもあるわけですが、いい例が夕張なんかがああいうことで、全部交付税で見るからということでやってきたんですが、今の国の本来交付税の見直し方が変わって、前は基本財政需要額において、その地方交付税というのは配分がなされていたようですが、どうも今三位

一体とかいろんなことで、それもどうもなし崩しになったようで、非常に厳しくなっております。そういうことで、特例債にしましても何にもしましても、借れるのは借れるんですけど、今度 償還をするときに、果たしてこのまま事業をずっとやってこられて、県主導でやってこられて、県も非常に危ないような状態になっておるのに、壱岐が果たしてそのように県主導でやってこられて、いざ償還するときは私たちが償還するわけですが、それが果たしてやれるものだろうかと 危惧をいたしておりますし、今後議会のチェック機能というのが、そういうとこを重視されるわけです。予算を可決したのは、これ言う筋じゃございません、可決いたしておりますので。今後のこの計画について非常に心配をいたしているものですからお聞きしているわけですが、ひとつその点を御答弁をお願いいたしたいと思います。

- ○議長(深見 忠生君) どなたが答弁されますか。長田市長。
- ○市長(長田 徹君) この件につきましては、今議員の言われたように議決をいただいている わけでございます。そういった中で、この経過は御存じのとおり、これ合併前の懸案ということ で、4町の要望により県がしてくれた、そういう形で、それでその中でいかに効率的にお金を使 うかということで一生懸命縮小して、現在の形でやっているわけでございます。

そういうことで、いかに、やるなら有効的な――これはもちろん議員の皆様方の御協力も得ましてそういう形にできたものと思っております。そういうことで議決いただいたことにつきましては、やはりこれが有効的に、本当つくってよかったなと言われるように、今後やっていかなければならないと、これはやはり一番大きなことで、これは活性化の起爆剤という形でこれを利用して、壱岐の島を今後交流人口の増加とか、そういうふうに結びつけたいと。それにつけては、やっぱり必要最小限のことはしなければなりません。そういう面はございますが、この財政状況は先ほども言われますように、やはり皆さん方に御提案をいたしまして、いかに縮小して、そして県の方もこれを利用することによって、その市の方の負担を軽減していただいているということももう議員は御理解のことと思いますが、そういう形で有効的な活用をしていきたいと、このように思っております。

- 〇議長(深見 忠生君) 赤木議員。
- ○議員(24番 赤木 英機君) 市長に申し上げたいのは、地方自治というのは独立をしているわけですから、県から侵されてはいかんわけですよ。ですから、そういうことをひとつ念頭に置かれて、ひとつ今後壱岐のこういう事業に関してもかじ取りをしていただきたいし、やはり壱岐の独自の財政状況、私たちもチェックする立場ですから、私たちも非常に責任がございます。そういうことで、今夕張でも議会は何しとったんだかということを指摘受けておりますし、私たち議会としても非常に責任を感じているわけですが、ただどうも今中身を見ていますと、こういうふうで債務負担行為を組んで、そしてその金は全部私たち――どういうその、例えば入札の過程

でも何でも――土地は、あれ、宅地は私たちそこでわかりますけど、今後のその事業の内容等は特別委員会もできて審議がされているようでございますけど、非常にむだなものは今後省いていただいて、そして市長に申し上げたいのは、要るものは要る、要らないものは要らない、そのけじめをつけていただきたいと、そういう要望をいたしておきます。

○議長(深見 忠生君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) ほかに質疑ありませんので、これで議案第73号についての質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を13時10分といたします。

午後 0 時12分休憩

ケ後 1 時40八百則

午後1時10分再開

〇議長(深見 忠生君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

次に、議案第74号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についての 質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第74号についての質疑を終わります。

次に、議案第75号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についての 質疑を行います。

質疑の通告がありますので通告順に発言を許します。 1番、音嶋正吾議員。

○議員(1番 音嶋 正吾君) 簡易水道特別会計と水道事業会計に関連がありますので、この項目で質疑をするのは適当ではないかもしれませんけど、簡易水道事業特別会計の決算報告というのが、どのような形でされているのか。今回の認定第1号で水道会計の決算認定はございますが、これはどういう形で簡易水道の特別会計はなされておるのか、決算報告が。その件に関してお尋ねをいたします。

そしてまた、合併をしまして簡易水道事業の今後上水道への統合等がなされるのではないかというような関連もございますので、その件に関してひとつ御答弁をいただきたいと思います。

- 〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。
- **〇建設部長(中原 康壽君)** 音嶋議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、簡易水道の特別会計と水道事業の会計との関連ということでございますが、簡易水道は

区域内の給水人口が5,000人以下の水道事業で、比較的経営が零細な施設の整備のところを やるものでありまして、費用が不足することから、国庫補助及び施設整備事業を取り組んでいる というのが簡易水道でございます。上水道は、区域内給水人口が5,001人以上で水道事業で 安定をし、国庫での施設整備や水源の確保などの事業に限定をされます。水道管の布設がえなど の整備更新は自主財源及び起債事業で行われておるということで、簡易水道と上水道の区別は、 この人口の関係もかかわってまいります。

それから、2番目の簡易水道事業特別会計の決算報告がなされていないがなぜかという御質問だと思いますが、上水道は公営企業会計の適用を受けて会計処理を行っておりまして、実は3月31日という決算期があるわけでございます。で、簡易水道事業会計は一般会計と同様の会計で、出納閉鎖期間が一応5月31日というようなことになりまして、簡易水道事業会計決算報告書は次の定例議会に一般会計と同時に報告があって認定を受ける予定にいたしております。

それから、合併をして簡易水道事業を上水道事業として統合することはということでございますが、これは簡易水道事業施設整備補助制度の見直しがなされまして、簡易水道事業の統合が強化され、平成28年度までには統合するようになっております。当壱岐市においては、平成21年度末でございますので、22年3月までに簡易水道統合計画を策定をし、全市を上水道とするようになろうかと考えております。

で、3点の質問事項につきましては、以上のようなとおりでございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 音嶋議員。
- ○議員(1番 音嶋 正吾君) 簡易水道事業の決算認定は一般会計の決算報告で行っているということですかね。そうしますと、いつの時点でその決算報告は我々は精査することができるわけですかね、今現時点では。
- 〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。
- **〇建設部長(中原 康壽君)** 先ほど申し上げましたように、一般会計と同様に提出をいたします ので、12月にいつも認定をいただいているというように思っております。
- 〇議長(深見 忠生君) 次に、22番、近藤団一議員。
- ○議員(22番 近藤 団一君) 1点、1款総務費の1項2目18節の11ページです。機械器 具ですね。現在何台ぐらいあって、現状は担当者、従事者がどこまでの業務をしているのかです。 その辺をちょっとお聞きをいたします。

探知器ですけども、昼間は交通量のあるところでも使用ができるのかどうか。この辺はもう恐らく年に何回も新開発されるものであって、何か業者委託の方がトータルで見て安上がりと思われるんですが、この辺いかがでしょうか。

〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。

○建設部長(中原 康壽君) ただいまについてお答えをいたします。

探知器につきましては、以前は旧郷ノ浦町が2台、勝本町が1台、芦辺が1台、石田が1台あったということでございますが、今勝本と石田のものが使用不能になっております。今言われましたように、こういった技術が発達しますと新開発の製品が出るわけですが、うちの水道の担当といたしましては、今簡水で10名、上水で3名おるわけですが、一部漏水の調査につきましては、業者委託をしているわけですが、初期対応をするときは一応事前に職員が2カ所、1人だけでは管が流れる関係上、2人でやるものですから、2台はぜひ必要ということで、今回お願いしているのは勝本と石田の分が2台使用不能になっているので1台購入をしたいというようなことで、すべてを業務委託をいたしますと、もう最初から行って、職員もどの区間が漏水があっておるというのがわからないというようなことで、現在までは最初は夜間職員が2つの探知器で相互に漏水箇所を探しているという状況でございます。

ですから、費用的に申し上げますと、職員の超勤というような、賃金ということが関係あろう かと思いますが、どうしても業者ですと今すぐ行ってくださいということがなかなかできなくて、 職員でそういった初期対応をしているという状況でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 近藤議員。
- ○議員(22番 近藤 団一君) さっき言ったように、交通量の多い昼間でも測定できるのかどうかです。前は管と水道水の摩擦の音を増幅して聞きよったわけですけども、今その2台でセットでしているということで、必ず2人で2台でないといけないようなシステムの機械なんですかね。
- 〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。
- **〇建設部長(中原 康壽君)** ただいま、2台でということは、極端に言いますと、A地点とB地点におって、探知器でお互いの流れをチェックするというようなことでございます。そして今回お願いしている探知器は、ノイズカットができるものであって、風の音とか車の音が消音で除去できるものを選んでいるということでございます。よろしくお願いをいたしたいと思います。
- **〇議長(深見 忠生君)** 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) ほかに質疑がありませんので、これで議案第75号についての質疑を終わります。

次に、議案第76号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての質 疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。22番、近藤団一議員。

- ○議員(22番 近藤 団一君) 1点だけ。1款の下水道事業の1項2目11節の11ページ、修繕料で浄化センターの落雷、再三再四落雷に対して、他のところも含めて、ここに限らず言いよるですよね、ライサージの対策とか十分にして、落雷による被害を防止するということは。まだ済んでないのかな、それかもうやむを得ないのかなと やむを得ないということはないと思うんですけど、その辺いかがですかね。もうとにかく再三再四建設部長にも一応答弁いただいたり、私も質問しておりますけど、いかがでしょうか。
- 〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。
- **〇建設部長(中原 康壽君)** ただいまの御質問にお答えをいたしますが、この雷対策につきましては、先般の議会でもお話があったところでございます。

皆さんもおわかりのように、地球環境の変化に伴いまして、異常気象のために落雷が増加しているというのは現実だと思っております。で、一応建物の建築基準法でいいますと、20メーター以上になりますと避雷針の設置が義務づけとなるわけですが、当石田の浄化センター並びに水道の配水設備等は低い建物でございまして、今現在我々は建物内部の、要するに配電線の侵入からの遮断並びに通信線の遮断を2カ所は落雷の避雷器を設置しているところでございます。

最近の雷は直撃型と申しまして、もう直下型で落ちる場合もありますし、逆に地下から、接地面からの侵入があるということで、私も水道の特に機械の関係者に言いますと、水道管からも逆に地下から上がってくることもありますよというようなことで、従来は放電方式ということで地下に逃がす方式が主だったそうですが、今高速避雷器といいまして、モリブデン避雷器というものが開発をされまして、若干の雷の対策が講じられるような今器具が出ておるというようなことを聞いております。

ですから、今配電線と通信線は避雷器があるわけですが、今度は地下からの接地面からの侵入を防ぐものとか、どうしてもやむを得ない場合は避雷針をつけるほかはないのではないかということで、現在は建物及び中の構造物に建物共済の保険を掛けておりまして、その保険が今回60万円おりるということで、それでこの補修に充てているというようなことで、現在まではそのような工法をしておりますが、先ほど言われましたように、いつまでたっても保険ばっかりではだめかと思いまして、水道課並びに下水道課とも協議をいたしまして、もう少し雷対策を進めてまいりたいと思っております。

そういったことで、なかなかどこから侵入するか分からないという状況ですので、その辺はよく専門家と協議をしながら善処してまいりたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(深見 忠生君) 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) ほかに質疑がありませんので、これで議案第76号についての質疑を終わります。

次に、議案第77号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号) についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第77号についての質疑を終わります。

次に、議案第78号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)についての 質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第78号についての質疑を終わります。

次に、議案第79号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)についての 質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第79号についての質疑を終わります。

次に、議案第80号平成19年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、これで議案第80号についての質疑を終わります。

次に、議案第81号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、議案第81号についての質疑を終わります。 次に、議案第82号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 質疑がありませんので、議案第82号についての質疑を終わります。

次に、認定第1号平成18年度壱岐市水道事業会計決算認定についての質疑を行います。 質疑の通告がありますので発言を許します。12番、中村出征雄議員。

〇議員(12番 中村出征雄君) お尋ねをいたします。

8ページの水道事業貸借対照表2の流動資産(2)の未収金のうち、水道使用料の未収金が 1,094件、4,120万1,000円となっており、年間使用料の25%となっております。 前年に比較いたしましても119件、394万6,000円増となっております。抜本的な対策 が必要と思いますが、その対策についてお伺いをいたします。

それから、未収金の件数が1,094件となっておりますが、一人の方が何年も未納されている方もあろうかと思います。上水道の給水戸数と、その1,094件の実際の未納戸数について、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

また、未納者のうちに営業用の方がどの程度おられるのか、あわせてお尋ねをいたします。

〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。

〇建設部長(中原 康壽君) ただいまの件についてお答えをいたします。

まず、貸借対照表では、議員さんお手持ちの資料では未収金が4,734万5,560円になっていると思いますが、この内訳を申し上げます。未収金が4,120万960円でございます。 工事の負担金が614万4,600円になります。ですから、今御質問にありました4,120万1,000円というのは、決算認定で監査委員さんからの報告のときの数字がこのようになっております。

まず、水道事業会計は公営企業会計で簡易水道事業会計のように出納閉鎖期間がないので、簡易水道会計と同様に5月31日までの出納閉鎖までの収納状況を現年度——18年度でございますが——を考慮した場合に、この決算書は3月31日現在でございますが、5月31日にした場合は、未収の状況は延べ件数で810件、実未納者件数が223件、未納額が3,798万円でございます。

御指摘のように多額の未納額がありますので、未納解消には努めてまいりたいと思っておりますが、未収金対策といたしましては、催告書、納付相談、納付及び納付の誓約書を求めまして、 応じない世帯は現在給水停止の措置をとっている状況でございます。

本年度からは未納対策を強化いたしまして、特に自治会長さんへの納付のお願いをいたしまして、個人保護法もあるわけですが、公民館自体での了解が得ますと、そういった氏名も出せるということでございますので、そういった方に御協力をお願いをいたしまして未収の対策に講じてまいりたいと思っております。

それから、上水道の給水人口は全体でどれだけかということでございますが8,700人でございます。未収件数が1,094件というのは延べ件数でございまして、実未納者件数は

464件でございます。給水戸数は2,786件でありますということで、営業の方はこの464件のうち1割程度、10%程度が営業の方があるということでございまして、こういった方にも特に我々も出向きましてお願いをして、未納対策を講じているところでございます。以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 中村議員。
- **○議員(12番 中村出征雄君)** 大体わかりました。2,700戸のうちに464戸が未収ということですね。約6分の1ぐらいが未収ということです。

いずれにしましても、今後徴収対策に一層の努力をお願いをしたいと思います。質問を終わります。

- ○議長(深見 忠生君) 以上で通告による質疑を終わります。 ほかに質疑はありませんか。近藤議員。
- ○議員(22番 近藤 団ー君) ちょっと1点だけ。

平成19年度はどうかわかりませんけども、18年度、以前もそうですけども、例えば給水停止とか引っ越しによって、閉栓です、栓を閉める、その辺が完全でなかったために、例えばその加入者が「出るとなら使え」と、そういう状況が出てトラブルになった事例がないのかどうか、その辺ちょっとお聞きをいたします。要するに、「ああ出れた。そんなら使え」とかいうような、そういう状況を何か聞きましたので、ちょっとお尋ねをしておきます。

- 〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。
- ○建設部長(中原 康壽君) ただいま件についてお答えをしますが、実際給水停止をしたのは、 私の記憶では1戸か2戸だったと思います。ですから、特にまず相談に行きまして、どうしても できないということであれば、もちろんもう催告書も持っていって給水停止の文書も持っていっ てやるわけですから、今のところトラブルということは私は聞いておりません。ですから、多分 給水停止をして、もう夕方にはお金を払うから来てくださいというようなことで、また集金をし てあけて帰るというようなことで、今私のところに問題が起こったということは聞いておりませ ん。
- ○議長(深見 忠生君) ほかに質疑ありませんか。倉元議員。
- ○議員(19番 倉元 強弘君) 部長の答弁で、自治会長にお願いをするというような話がありましたが、そのお願いをした自治会長には何らかのお礼金といいますか、を計画されておるのかどうか、そこあたりを具体的にお聞かせを願いたいと思います。
- 〇議長(深見 忠生君) 中原建設部長。
- **〇建設部長(中原 康壽君)** ただいまの件についてお答えをいたしますが、集金は水道ばかりではないものですから、税の納税組合長も、ある地域では公民館長も兼務しているというところも

ございまして、今のところ水道と下水道課では自治会長に手当をやるということは考えておりません。

以上でございます。

○議長(深見 忠生君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) ほかに質疑がありませんので、認定第1号についての質疑を終わります。 次に、認定第2号平成18年度壱岐市病院事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。1番、音嶋正吾議員。

○議員(1番 音嶋 正吾君) 3点についてお尋ねをいたします。

資料の4ページ、5ページをお開きをいただきたいと思います。

第1項の建設改良費予算額6,029万9,000円で、決算額が3,602万1,930円、消費税をあわせますと不用額が2,599万2,400円生じております。この理由に関して説明をいただきたい。

次に、8ページ、9ページに平成19年3月26日及び平成19年3月29日、それぞれ 1,700万円の合計3,400万円の資金調達をされております。その使途について御説明をい ただきたいと思います。

3点目でございますが、12ページの1項1目2節の手当という欄に消費税が発生をしておりますが、その消費税が発生する理由に関して御説明、以上3点お願いをいたします。

- 〇議長(深見 忠生君) 山内病院管理部長。
- ○病院管理部長(山内 義夫君) 1番、音嶋議員にお答えをいたします。

4ページ、5ページでございますが、資本的支出の中の建設改良費のところで不用額が 2,400万円以上あるということで、大変多いんじゃなかろうかということでございます。そ れと、その内容はということでございますけど、これにつきましては、医療費の機器の購入の備 品購入費でございます。具体的にはお手元の資料の44ページをお開き願いたいと思っておりま す。

44ページに代表的な医療費の備品を記載させていただいております。こういう備品が 3 点を記載をいたしておりますけど 17 点購入をいたしております。そして、このときの予算の組みぐあいと申しますと、例えば 1 番で申しますと 960 万円が実際使った金額でございますけど、予算の金額は 1,200 万円を計上させていただいております。 2 番目の 430 万5,000円につきましては 451 万5,000円でございます。 3 点目の 357 万円でございますけど 611 万9,000円ということで、予算そのものにつきましては見積もりの概要ということでございます。そういうことで予算についての大分減になる、見積もりをいたしますと減になっている点が

1点でございます。

2点目につきましては、そういう医療備品が3点ほど私の方で予算を計上いたしましたけど購入をしていないのがあるということでございます。これにつきましては、常勤のドクターということでございまして、例えば耳鼻咽喉科あたりの関係で、常勤の先生が来られればそういうモニターが要るんではなかろうかということで当初計上をいたしてましたけど、それが不要になっている点が一つございます。

3点目といたしましては、ひとつ今のは起債関係でございますけど、通常の自主財源で購入するというのが500万円程度計上いたしましたけど、それはできるだけ使える分は先延ばしということをいたしております。これあたりが先ほど音嶋議員が言われますように、予算の組み方が甘いんじゃなかろうかというところにちょっと御指摘の方に一部入るんじゃなかろうか。できるだけ私の方は17年のときも赤字がたくさん出ておりますから、先に延ばされる分はできるだけ延ばそうというような考えがありますので、そのあたりがちょっと内部では甘かったんじゃなかろうかという反省はいたしております。それともう一点は、医療機器の購入のとき、最終的にはドクターとかいろいろ購入しますけど、本体がありまして、あとのオプション関係が来られる先生が短期に変わるものですから、そのあたりで若干当時の見積もりとちょっと若干違ったような、オプション関係が若干これもちょっと内容的にはあるということは聞いております。

以上が第1点でございます。

2番目の御質問でございますけど、8ページ、9ページでございますか、企業債の明細ということで、本年政府資金でございますが、財政融資資金と、それと市中銀行の2つで1,700万円ぐらいの2つで3,420万円から私の方で起債を起こしております。これは先ほど申しますように、備品購入のときの公営企業債と申しますか、病院企業債のところの起債でございます。それにつきましては、6ページの固定資産のところでこの金額がふえてきているということで御理解をお願いいたしたいと思っております。

それと、続いて3点目の御質問でございます。

12ページで病院事業費用の手当の中で消費税がありますけど、この消費税はどういう分が手当の中にあるのでしょうかという御質問ではなかったかと思っています。これにつきましては、職員の通勤手当につきましては、消費税法で、基本通達のところで通勤手当の方は消費税を見ていいですよという通達が来ておりますので、通勤手当ということで御理解をお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

〇議長(深見 忠生君) 音嶋議員。

〇議員(1番 音嶋 正吾君) 病院管理部長も私が指摘をしたいということは十分発言をされま

した。いわゆる私は予算編成のあり方が甘いと。これだけの赤字を大量に今生み出しているのに 予算要求が実にもう甘い。例えば3点しか購入をしない、その執行残がこれだけであると。別に も買う予定でおったと。だったら最初からこの当初予算で6,300万円強の予算要求をするこ とはできないと。そして選定する業者、例えば事前見積もりをとる段階でもっと精査すべきでは ないかということを今後指摘をしておきたいと、そのように思います。

そして、今市中銀行といわゆる資金調達をされております。民間の場合は先に資金を準備して物を購入する計画を立てます。ということであれば、実際的に備品が購入されて今の公営会計の上では銀行から借りるシステムをとっておるのか、金融機関から資金調達をするシステムをとっているのか、その2点に関して。3番目に関してはわかりました。

- 〇議長(深見 忠生君) 山内病院管理部長。
- ○病院管理部長(山内 義夫君) 予算の編成時に甘いというのは、先ほど申しましたように、大変私の方も努力と申しますか、赤字ということで、そのあたりは先送りを若干した分は、先ほど一般では自主財源とかあるということは御指摘のところは重々私ども思っておりますので、次回の予算編成につきましては、そういうところは反映をさせていきたいと思っております。

それと、もう一点は、先ほど申しましたように、具体的には入札では大体概算の見積もりをとりますものですから、それで予算を立てておりますものですから、その予算で若干と申しますか、 先ほど金額あたりは17品目ございますけど、入札時点で下がるということは御理解をお願いをいたしたいなと思っております。

それと、資産の調達の方法でございますけど、民間企業さんは初めにお金を持ってきとって、それで買いますよということでございますけど、基本的に公営企業会計はどうなっているかと申し上げますと、初めに予算が議会の方から議決を受けます。その次に、この議決を受けた私の方では、起債については許可制度でございますので、こういう議決でこれとこれと買いますよといって、内部でタイムラグがあります。11月、12月の、10月ぐらいに予算編成しますので、実際買うのは、買いかかるのは4月、5月でありますので、再度、県の方に、こういう事業をしますからいいでしょうか、許可はいいでしょうかということで申請をして、許可をもらってからということになります。そして、それが終わりまして、許可が終わって購入が終わりましたら、そういうところに再度借り入れの申請ということになります。その申請で、先ほど申しますように今回の場合は国の方と市中銀行の方のところで借り入れをしなさいよということになって、先ほど説明した金額になっているということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(深見 忠生君) 音嶋議員。
- ○議員(1番 音嶋 正吾君) 2点目はわかりました。1点目の件に関して、もう一回管理部長

の方にお願いをいたしておきます。

これは、そういう予算編成の段階ですね。今ここに出ているから、これは氷山の一角ではないかと。やっぱりそこまですべてものに対して精査をしてやるべきであると。それが経営改革の一歩であるということを今後とも指摘をして、また厳しい判断のもとに予算編成をしていただきたい、お願いをいたします。

○議長(深見 忠生君) 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。中田議員。

○議員(14番 中田 恭一君) 済みません、通告外で。

先ほどから住宅水道と未収の問題がかなり話になっておりますが、病院の方もかなり未収が多うございます。先ほどの話にありましたように、入院患者については多分保証人が必ずとってあると思いますので、保証人の請求も住宅と一緒でちゃんとやってほしいし、規定なんかで決まっているのは、そのとおりやってほしいです。人情的になるのは仕方ないと思うんですけど、どっかで線を引かないかんと思っているんです。3カ月すれば給水停止、ちゃんとその辺を月数はちょっとはっきりわかりませんけども、決まったとおりにやれば、徴収する職員の方も楽になるとじゃないかなということを思っております。ぜひ規定をもっていただきたいし、この病院会計の中でもかたばる病院はちゃんと病院のシステムができていて、個人の未収金はないということですが、これは多分国立病院時代から、ずっとそういう未収金については職員が自覚を持ってちゃんと取り組んできたから、いまだにないわけですから、かたばる病院にやれて、市民病院や水道なんかにやれないことはないと思っているんですよ。職員の気持ちの問題と規定どおりびしっとやれば、ある程度僕は入ってくると思うとですよ。電話代でも電話払わなかった次の日には切れるわけですから。切れるからみんな持っていくわけですよ、電話代も。

そういうことで、決められたとおりやっていただければ、職員の徴収も僕は楽になるとじゃないかなと思うとですよ。自分たちで自分たちがやりにくいようにしているような気がしますので、ぜひ決められたことを守って、やることはやって徴収をしていただきたいと思いますが、何かありましたら。

- 〇議長(深見 忠生君) 山内病院管理部長。
- **〇病院管理部長(山内 義夫君)** ただいま14番、中田議員の方から御質問がありました未収対策でございます。これにつきましては、議会皆さん方、または監査委員の方からも物すごく監査のたびに御指摘をいただいております。

特に17年度につきましては、総体で言いますと5,400万円程度ございました。そして 18年度には二百二、三十万円それより減りましたので5,200万円程度ということで、1年間に200万円程度は減っておりますけど、私の方はこれは減ったという考えはいたしておりま せん。

その中で、18年度が特記すべき点は、やっと未収台帳の方が今までありましたけど、それの 方が整備が終りまして、昨年10月からそちらの方もいろいろなところから指摘をいただいて、 やっと未収の方に取りかかってきているということでございます。本当にもうこれが一番私の方 で売り上げもあったけど、やはり収入がなければできないということが基本的でございます。

それと今、中田議員さんの方も言われましたように、かたばる病院については、そのあたりのマニュアルが、国の引き継ぎでございますので、未収のマニュアル化されたものができておりますので、それあたりも市民病院の方にも参考にして、そういう未収ができるだけ少なくなるようにということで、内部で経営改善会議、または未収の委員会も立ち上げまして、具体的に事務長を初め、全部それ未収の方にもかかっているということでございます。大変こちらの方も前からの金額がちょっと積み上げのところがありまして苦慮をいたしておりますけど、事務長を初め、職員一丸になって今後とも努力をしてまいりたいと思っておりますので、大変申しわけないと思っておりますけど、頑張っていきたいと思っております。失礼しました。

○議長(深見 忠生君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) ほかに質疑がありませんので、これで認定第2号についての質疑を終わります。

以上で各議案に対する質疑を終わります。

これより市長提出案件の委員会付託を行います。

議案第64号から議案第72号、議案第74号から認定第2号まで、お手元に配付の議案付託 表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。議案第73号平成19年度壱岐市一般会計補正予算(第2号)は、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、この委員会に付託して審査することにしたいと思います。 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は10人の委員で構成 する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例 第8条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり、音嶋議員、久間初子議員、 中田議員、小金丸議員、今西議員、市山和幸議員、坂口議員、久間進議員、大久保議員、小園議 員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深見 忠生君) 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員はお手元に配 付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、予算特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第 1項の規定により、直ちに予算特別委員会を招集します。

委員会において、委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。委員長及び 副委員長の互選に関する職務は、委員会条例第10条第2項の規定により年長の委員が行うこと になっておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、委員会の場所は、壱岐西部開発総合センター第2会議室と定めます。

それではしばらく休憩をいたします。暫時休憩をします。

午後1時53分休憩

午後2時01分再開

〇議長(深見 忠生君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので御報告をいたします。

予算特別委員長に11番、坂口健好志議員、副委員長に3番、小金丸益明議員に決定いたしま したので御報告をいたします。

日程第25. 請願第1号~日程第27. 要請第1号

○議長(深見 忠生君) 次に、日程第25、請願第1号悪質商法を助長するクレジットの被害防 止に関する請願から日程第27、要請第1号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の お願いまで、3件を議題とします。

請願第1号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(深見 忠生君) 質疑ありませんので、請願第1号についての質疑を終わります。

ただいま議題としました請願等3件はお手元に配付の文書表のとおり、それぞれ所管の委員会 に付託します。

○議長(深見 忠生君) 以上で本日の日程は終了しました。

これで散会をしたいと思います。大変皆様お疲れでございました。ありがとうございました。 午後2時02分散会